

目 次

◎会議録第1号（2月28日）議案説明

開 会	5	
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告	5
日程第2	教育長諸般の報告	7
開 議	10	
日程第3	会議録署名議員の指名	10
日程第4	会期の決定	10
日程第5	議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町一般会計補正予算（第11号））	10
日程第6	議案第2号 松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例	12
日程第7	議案第3号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	13
日程第8	議案第4号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	14
日程第9	議案第5号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	16
日程第10	議案第6号 松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例	21
日程第11	議案第7号 松前町固定資産評価員条例	22
日程第12	議案第8号 松前町手数料条例の一部を改正する条例	24
日程第13	議案第9号 松前町消防団条例の一部を改正する条例	25
日程第14	議案第10号 令和3年度松前町一般会計補正予算（第12号）	26
日程第15	議案第11号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	26
日程第16	議案第12号 令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）	26
日程第17	議案第13号 令和3年度松前町水道事業会計補正予算	

		(第1号) ……………	26
日程第18	議案第14号	令和3年度松前町下水道事業会計補正予算 (第1号) ……………	27
日程第19	議案第15号	令和4年度松前町一般会計予算……………	29
日程第20	議案第16号	令和4年度松前町国民健康保険特別会計予 算……………	29
日程第21	議案第17号	令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計 予算……………	29
日程第22	議案第18号	令和4年度松前町介護保険特別会計予算……………	29
日程第23	議案第19号	令和4年度松前町水道事業会計予算……………	30
日程第24	議案第20号	令和4年度松前町下水道事業会計予算……………	30
散 会		……………	46

◎会議録第2号(3月7日)一般質問

開 議		……………	52
日程第1	会議録署名議員の指名	……………	52
日程第2	一般質問		
	11番 村井慶太郎議員	……………	52
	7番 住田 英次議員	……………	59
	10番 藤岡 緑議員	……………	65
	3番 渡部 恵美議員	……………	72
散 会		……………	76

◎会議録第3号(3月16日)委員長報告

開 議		……………	82
日程第1	会議録署名議員の指名	……………	82
日程第2	議案第2号	松前町個人情報保護条例の一部を改正する 条例……………	82
日程第3	議案第3号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例及び松前町執行 機関の附属機関設置条例の一部を改正する 条例……………	83
日程第4	議案第4号	町長の給与の特例に関する条例の一部を改 正する条例……………	84

日程第5	議案第5号	松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例……………85	
日程第6	議案第6号	松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例……………87	
日程第7	議案第7号	松前町固定資産評価員条例……………88	
日程第8	議案第8号	松前町手数料条例の一部を改正する条例……………88	
日程第9	議案第9号	松前町消防団条例の一部を改正する条例……………90	
日程第10	議案第10号	令和3年度松前町一般会計補正予算（第12号）……………91	
日程第11	議案第11号	令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）……………91	
日程第12	議案第12号	令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）……………91	
日程第13	議案第13号	令和3年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）……………91	
日程第14	議案第14号	令和3年度松前町下水道事業会計補正予算（第1号）……………91	
日程第15	議案第15号	令和4年度松前町一般会計予算……………96	
日程第16	議案第16号	令和4年度松前町国民健康保険特別会計予算……………96	
日程第17	議案第17号	令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計予算……………96	
日程第18	議案第18号	令和4年度松前町介護保険特別会計予算……………96	
日程第19	議案第19号	令和4年度松前町水道事業会計予算……………96	
日程第20	議案第20号	令和4年度松前町下水道事業会計予算……………96	
日程第21	議案第21号	松前町教育委員会委員の任命について……………105	
閉 議		……………106	
町長挨拶		……………106	
閉 会		……………107	

2月28日（第1号）

令和4年松前町議会第1回定例会会議録

令和4年2月28日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

2番 西村元一	3番 渡部恵美	4番 曾我部秀司
5番 影岡俊範	6番 田中周作	7番 住田英次
8番 稲田輝宏	9番 加藤博徳	10番 藤岡緑
11番 村井慶太郎	12番 岡井馨一郎	14番 伊賀上明治

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	岡本靖
副町長	徳居芳之
教育長	足立一志
総務部長	大川康久
保健福祉部長	早瀬晴美
産業建設部長	渡部博憲
出納局長	横山眞史
教育委員会 事務局長	仙波晴樹
総務課長	田中俊臣
財政課長	金子貴徳
税務課長	楠田匡志
危機管理課長	友田秀樹
福祉課長	平村展章

町民課長	重松修平
保険課長	山田 運
産業課長	金子裕之
上下水道課長	中村慶彦
学校教育課長	住田民章

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会議務局長	柏原 正
議会議務局 書 記	徳本敏子

令和4年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.1

	令和4年2月28日(月)	午前9時30分	開議
	開 会		
日程第1	町長挨拶並びに諸般の報告		
日程第2	教育長諸般の報告		
	開 議		
日程第3	会議録署名議員の指名		
日程第4	会期の決定		
日程第5	議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和3年度松前町一般会計補正予算(第11号))	
上程	提案理由説明	質疑	討論 採決
日程第6	議案第2号	松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第7	議案第3号	松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設・文教厚生)
日程第8	議案第4号	町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第9	議案第5号	松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第10	議案第6号	松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第11	議案第7号	松前町固定資産評価員条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第12	議案第8号	松前町手数料条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(文教厚生)
日程第13	議案第9号	松前町消防団条例の一部を改正する条例	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(総務産業建設)
日程第14	議案第10号	令和3年度松前町一般会計補正予算(第12号)	
上程	提案理由説明	質疑	委員会付託(予算決算)

日程第15	議案第11号	令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第16	議案第12号	令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第17	議案第13号	令和3年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第18	議案第14号	令和3年度松前町下水道事業会計補正予算（第1号）
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第19	議案第15号	令和4年度松前町一般会計予算
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第20	議案第16号	令和4年度松前町国民健康保険特別会計予算
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第21	議案第17号	令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計予算
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第22	議案第18号	令和4年度松前町介護保険特別会計予算
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第23	議案第19号	令和4年度松前町水道事業会計予算
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）
日程第24	議案第20号	令和4年度松前町下水道事業会計予算
上程	提案理由説明	質疑 委員会付託（予算決算）

○議長（加藤博徳） 傍聴されている皆様をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策で理事者が途中で交代いたしますので、入替えをさせていただきます。

その都度休憩を取らせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

午前9時30分 開会

○議長（加藤博徳） ただいまから令和4年松前町議会第1回定例会を開会いたします。

~~~~~

### 日程第1 町長挨拶並びに諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第1、町長挨拶並びに諸般の報告を行います。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の御指名によりまして、御挨拶を申し上げます。

立春を過ぎても寒い日が続いていましたが、間もなく二十四節気の啓蟄を迎え、いよいよ本格的な春の訪れとなります。

本日、令和4年松前町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御参集をいただきありがとうございました。

本議会におきましては、令和4年度一般会計予算案をはじめ、当面する町政の諸案件について御審議いただくことになっておりますので、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

さて、オミクロン株による新型コロナウイルス感染症の第6波が全国で猛威を振るっています。松前町でも1月以降感染が拡大し、令和2年4月に町内で初めて陽性者が確認されてから昨年12月末までの1年9か月間で89人であった陽性者の累計が、2月26日時点では347人に達しています。僅か2か月足らずの間で250人あまりの人が感染をしています。

こうした町内での感染拡大を受け、1月26日以降は文化センターや体育館などの公共施設の利用を一部停止したほか、町が1月、2月に実施する予定のイベントは全て中止しました。

また、私自身が広報車を使って町内を巡回し、町民の皆様には感染回避行動に努めるようお願いしたほか、防災無線を活用し、不織布マスクの着用や小まめな換気、3密回避など基本的な感染防止対策の徹底を、毎日録音テープにより呼びかけています。

全国的な感染者の増加速度は鈍化傾向にございますが、60歳以上の高齢者が増え、重症者数や死者数の増加が継続しており、依然として高い警戒レベルが必要な状況です。

これから3月、4月は入学や就職、転勤など節目の時期ですので、町民の皆様には会食は4人以下の人数で時間も短縮するなど、感染回避のための一定のルールを守るととも

に、引き続き感染回避行動を徹底していただきますようお願いいたします。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、現在3回目の追加接種を行っています。ワクチンを2回接種しても時間の経過とともに効果が低下することが指摘されており、追加接種を受けることでウイルスの働きを抑える高い免疫効果が得られ、重症化を予防することが期待されています。3回目の追加接種を受けることができる方には順次接種券を郵送していますので、接種を希望される方は案内に従って接種の予約をお願いいたします。

それでは、令和3年第1回定例会の開会に当たり、提案しております各議案の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

初めに、消防出初式について申し上げます。

先月9日に、2年ぶりに松前公園で令和4年松前町消防出初式を開催いたしました。感染拡大防止のため、人数を減らし、規模を縮小しての開催となりました。

消防団員の皆さんには町民の生命と財産を守るため日夜献身的に活動していただいております。改めて心から感謝と敬意を表しますとともに、今後とも地域防災の要として御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、日本郵便との包括連携協定の締結について申し上げます。

郵便局にはこれまで道路損傷の情報提供に御協力をいただいているほか、高齢者や子どもの見守り、交通事故防止の声かけなどを行っていただいております。行政だけではなかなか目が届かないところへの目配りに多大なお力添えをいただいております。

今後、さらに緊密な連携の下、郵便局が有する様々な技術や知的財産、人的ネットワーク等により本町のまちづくりを御支援いただくため、先月15日に包括連携協定を締結いたしました。今後はこの協定に基づき、郵便局にも夏祭りやたわわ祭、健康づくりフォーラムに参加してもらうなど、地域のにぎわい創出や町民の健康づくり意識の向上に連携して取り組むほか、郵便局内の空きスペースを活用した町の特産品販売や切手やはがきなどを活用したホッケーのまち、作兵衛のまちのPRにも取り組みたいと考えています。

日本郵便と様々な面で連携、協力し、誇れるライフタウン・生きる喜びあふれるまちの実現を目指してまいります。

次に、成人式について申し上げます。

コロナ禍の影響により延期していた令和3年成人式を昨年12月26日に開催し、令和4年の成人式を1月9日に開催しました。なお、開催に当たっては、感染症対策に万全を期すため、会場を文化センターから体育館に変更して十分なソーシャルディスタンスを確保するとともに、開催時間も短縮しました。

いずれの式典においても、厳粛な雰囲気の中、新成人代表が誓いの言葉を述べ、式典後は成人式実行委員会の皆さんが企画した新成人による3分スピーチなどのイベントを実施

し、旧友との楽しい時間を過ごしていただきました。

改正民法の施行により、今年令和4年4月から成人年齢が18歳に引き下げられますが、松前町ではこれまでと同様に、二十歳を迎える皆様を対象として式典を開催することとしています。なお、式典の名称については、今後多方面から意見を伺いながら決定したいと考えています。

次に、ホッケーのまちづくりについて申し上げます。

ホッケー男子日本代表サムライジャパンが3月20日から25日まで、松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場で強化合宿を実施することが決定いたしました。今回の合宿で4年連続となり、松前町での実施が定着してきたのではないかと思います。また、合宿期間中には感染防止対策を徹底した上で、町内の子どもたちを対象とするホッケー教室を開催する予定です。サムライジャパンには、今後とも引き続き本町で合宿していただくことを期待しています。

このほか、毎年3月に開催している中学生ホッケー交流大会まさきカップについては、感染防止対策を徹底した上で、3月26日、27日に開催したいと考えています。

引き続き、ホッケーの聖地・松前町を目指し、ホッケーのまちづくりを推進してまいります。

以上が諸般の報告であります。

なお、本定例会には、条例案件8件、予算案件11件、その他承認を求めるもの1件、合わせて20件の議案を提出しております。各議案の詳細につきましては、提案理由の中で御説明申し上げたいと思います。何とぞ慎重に審議の上、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 町長挨拶並びに諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 教育長諸般の報告

○議長（加藤博徳） 日程第2、教育長諸般の報告を行います。

足立一志教育長。

○教育長（足立一志） 議長の許可をいただきましたので、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、学校教育について報告いたします。

令和元年度から行われておりました松前中学校の校舍改築工事は今月全面完成を迎え、快適な環境の下、学習活動に取り組むことができるようになりました。関係者の皆様方に心よりお礼を申し上げます。

令和3年度の町内園児、児童生徒数の状況は、幼稚園2園、園児数71名、昨年度比12名減、小学校3校、児童数1,721名、昨年度比34名減、中学校3校、生徒数798名、昨年度比

15名増です。

教育活動については、コロナ禍における感染拡大予防対策を継続し、できる限り学習の場を確保することに努め、修学旅行や運動会、部活動の大会など、昨年度に比べ、多くの活動を行うことができました。

また、今年度は小中学校においてG I G Aスクール構想が本格的にスタートしました。本町においても昨年度整備した児童生徒1人1台のタブレット端末を5月から使用を開始し、9月から持ち帰りを始めました。授業を中心とし、様々な場面での活用を進めています。

子どもたちの学力については、2年ぶりに文部科学省の全国学力・学習状況調査が国語、算数、数学で実施され、全ての小中学校において、全国、愛媛県の平均と同水準または上回る結果であり、高い学力水準を維持することができています。

また、体力、運動能力面については、コロナ禍で十分な活動ができない中ではありましたが、スポーツ庁の全国体力・運動能力等調査では、全国平均値と比較し、ほとんど差がないまたは高い水準であり、高い体力と運動能力が身につけていました。

特別支援教育について、特別支援学級の設置状況は、小学校13学級40名、昨年度比8名増、中学校7学級10名、昨年度と同数、通級指導教室は、小学校3学級68名、昨年度比2名増、中学校1学級21名、昨年度比4名増です。

また、学校生活支援員の配置状況は幼稚園、小中学校合わせ、昨年度より2名増の30名を配置し、特別支援教育の充実を図りました。

このほか、松前町特別支援連携協議会、松前町教育支援委員会、巡回相談を実施するとともに、教職員の資質向上を図るため特別支援教育研修会を実施し、障がいのある子どもが特性等に応じて適切な指導や支援を切れ目なく受けられる体制の整備に努めました。

研究指定では、北伊予小学校が愛媛県の環境教育推進事業の指定を受け、産業廃棄物の排出抑制や減量化、資源の循環的な利用などについて研究し、来年度の研究発表大会に向け準備を進めています。

施設設備の整備については、北伊予小学校特別教室空調機増設工事、岡田小学校理科室流し台改修工事、北伊予中学校消火管更新工事、給食センター高圧ケーブル等高圧機器更新工事を行いました。

また、3年ごとに行う小学校3、4年生用社会科副読本「松前の暮らし」を改訂しました。

次に、来年度の取組について申し上げます。

幼稚園においては、将来の幼稚園の在り方を考えながら再編を視野に入れた改革を進めます。

小学校では、タブレット端末等をさらに有効に活用するため、情報通信技術支援員を配

置します。またあわせて、えひめICT学習支援システムの本格運用を開始し、コンピュータによるテスト等の実施、処理を行います。このほか、新たに統合型校務支援システムを導入し、学校業務のDX化を進め、学校業務の効率化と教職員の負担軽減を図ります。

研究指定では、北伊予小学校が引き続き愛媛県環境教育推進事業の研究を行い研究成果の発表を行うほか、新たに通学路安全対策推進モデル事業の研究指定を受け、松前小学校を拠点校とし、町内小中学校の通学路の安全確保についての研究を行います。

施設設備の整備については、岡田中学校職員室等の空調設備の更新と給食センターのボイラー設備の更新を行います。

続いて、社会教育について報告いたします。

スポーツの振興については、コロナ禍により1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、本町においても関連行事を実施いたしました。

4月には、聖火リレーを思い通りで開催し、松前町から選出した岡田中学校、河野愛未さん、箱根駅伝に出場した経験のある小笠原峰士さんを含む6名のランナーによる聖火リレーが行われました。7月には、オリンピックホッケー競技のパブリックビューイングを松前総合文化センターで開催し、本町で強化合宿を行っているホッケー男子日本代表サムライジャパン対オーストラリア戦を応援しました。また、8月にはパラリンピック聖火フェスティバルを松前公園体育館ロビーで開催し、共生社会のシンボルであるパラリンピックの聖火を町民の皆さんに御覧いただきました。

ホッケーのまちづくりの推進については、10月に令和3年度U-15ジュニアユースホッケー日本代表選手選考会が松前町で開催され、松前ホッケークラブ所属の岡田中学校生徒2名が日本代表選手に選出されました。両名は12月に滋賀県で行われた日本代表オールスター戦に出場し、活躍しました。

人権教育については、学校教育と連携し、本町で中予地区人権・同和教育研究協議会を開催し、462名の多くの皆さんに参加していただきました。また、松前町内の人権教育に携わっていただいている方々78名に四国及び愛媛県の研究大会に参加していただき、人権に関する知識を深めていただきました。このほか、人権巡回学習講座は各地区単位から各公民館単位に変更して開催し、181名の皆さんに参加していただくことができました。

施設設備の整備については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、松前総合文化センター、松前公園、地区公民館の感染症対策に必要な設備改修や備品購入を行い、感染予防対策の充実を図りました。このほか、松前町国体記念ホッケー公園のホッケー場に120名が収容できる観客スタンドを整備し、施設設備の充実を図りました。

次に、来年度の取組について申し上げます。

コロナ禍により2年間実施できていない明るい人権のまちづくり大会、公民館研究大

会、生涯学習推進大会をはじめとする様々な学習の場を、これまで以上に有意義なものとなるよう計画し、実施いたします。

また、町内の貴重な文化財の周知と継承を目的とする歴史民俗資料室（仮称）の令和5年度開設を目指し、準備を開始します。開設場所は松前総合文化センター3階を予定しています。

このほか、観客席を設置した松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場をさらに有効に活用するため、ホッケーイベントや大会を開催するとともに引き続き日本代表チームの強化合宿誘致などに取り組み、ホッケーのまちづくりを推進します。

なお、松前町教育委員会では、毎年松前町教育基本方針に基づいて教育行政を進めております。これらの状況につきましては、教育委員会の点検・評価において公表しておりますので、御覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 教育長の諸般の報告を終わります。

これから本日の会議を開きます。

~~~~~

### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をします。

12番岡井馨一郎議員、14番伊賀上明治議員、以上両議員を指名します。

~~~~~

日程第4 会期の決定

○議長（加藤博徳） 日程第4、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、去る2月18日の議会運営委員会で協議の結果、本日から3月16日までの17日間と決定しました。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの17日間と決定しました。

~~~~~

### 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度松前町一般会計補正予算（第11号））（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和

3年度松前町一般会計補正予算第11号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第1号について提案理由を申し上げます。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により困難に直面している住民税非課税世帯等の生活・暮らしの支援を行うための経費が緊急に必要となったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第1号として5ページのとおり令和3年度松前町一般会計補正予算第11号を専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

内容につきましては、金子財政課長に説明をさせますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○議長(加藤博徳) 金子財政課長。

○財政課長(金子貴徳) 議案第1号専決第1号について補足して説明いたします。

議案書の5ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ4億3,542万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ132億5,953万4,000円になります。

初めに、歳出について説明いたします。

議案書の17ページと参考資料の1ページをお願いいたします。

3款1項11目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費4億3,542万5,000円は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る費用を計上しています。

内容は、参考資料でお示ししているとおり、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により様々な困難に直面した方々に対し、生活・暮らしを支援するために住民税非課税世帯等の対象世帯1世帯につき10万円を支給する臨時特別給付金と支給に係る事務費になります。

続いて、歳入について説明いたします。

議案書の16ページを御覧ください。

14款2項2目1節社会福祉費国庫補助金、補正額4億3,542万5,000円は、歳出に計上した住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に対する子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金になります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(加藤博徳) 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第1号を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第6 議案第2号 松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第2号松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第2号について提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第2号について補足して説明いたします。

議案書23ページをお開きください。

今回の改正は、デジタル社会形成基本法に基づき、デジタル社会の形成に関する施策に係る関係法律の整備を行うデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護制度に関する法律の整備が行われたため、所要の改正を行うものです。

改正の概要ですが、議案書23ページの新旧対照表中、改正前の第2条第2号と第3号中の引用する法律の名称と条項について、改正後の下線に示すとおりそれぞれ改めるものです。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第2号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第2号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託されました。

ここで理事者の入替えを行いますので、暫時休憩をいたします。

午前10時3分 休憩

午前10時5分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第7 議案第3号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設・文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第3号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第3号について提案理由を申し上げます。

町長の附属機関として松前町中小企業振興審議会を、教育委員会の附属機関として松前町通学路安全対策実践委員会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、渡部産業建設部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） それでは、議案第3号について補足して御説明いたします。

議案書25ページをお開きください。

今回の改正は、松前町中小企業振興審議会については、本町の地域産業の活性化や雇用

の促進等、地域の持続的な発展を図る目的で令和4年度より実施する中小企業振興事業に関して中小企業の実態調査や振興計画の策定等について意見を聴取するため、審議会を設置するものです。

次に、松前町通学路安全対策実践委員会については、令和4年度において愛媛県から指定を受けた通学路安全対策推進モデル地域研究事業に関して各地区における通学路の安全を確保する体制の構築に当たり、事業の実施方針の検討、モデル地域内の実践の共有や検証、各学校での取組や連携促進等について指導、助言、支援を行う実践委員会を設置するものです。

これら審議会等を設置するため、当該条例の一部を改正するものです。

改正内容といたしまして、25ページ、第1条、松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例で、左の表、改正後の別表に松前町中小企業振興審議会及び松前町通学路安全対策実践委員会の委員の報酬額をそれぞれ日額7,400円と定め、26ページ、第2条、松前町執行機関の附属機関設置条例で、左の表、改正後の別表に各委員会の担任する事項と構成員の定数をそれぞれ15人と定めています。

なお、附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行することとしています。

以上で補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第3号を総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は総務産業建設常任委員会及び文教厚生常任委員会へ付託しました。

暫時休憩をいたします。

午前10時9分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第8 議案第4号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（上

程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設）

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第4号町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第4号について提案理由を申し上げます。

厳しい財政状況に鑑み、財政基盤の安定化を進めるに当たり、引き続き町長の姿勢を示すため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第4号について補足して説明いたします。

議案書は29ページですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料の3ページをお開きください。

この条例は、財政基盤の安定化を進めるに当たり、町長自らの姿勢を示すため、現在減額している町長の給料月額について期間を延長するために改正するものです。

減額の期間については、終了時期を現在の令和4年3月31日から町長の任期満了日となる令和5年12月10日まで延長し、減額の内容は現在と同じく給料月額の100分の10を月額減額するものです。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「地域手当は説明あった」「まだまだ」「まだやろ、地域手当質疑します」の声あり）

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第4号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第9 議案第5号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第5号松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第5号について提案理由を申し上げます。

人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し議員及び職員の期末手当を改定するとともに、新たに職員を東京都特別区に派遣することに伴い、派遣地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮し地域手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第5号について補足して説明をいたします。

議案書は31ページから39ページですが、参考資料で御説明いたします。

参考資料の5ページを御覧ください。

この条例は、令和3年度の人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告による改定を見送っていた期末手当について、令和3年度支給分の調整を行うため令和3年度の改定による相当額の調整を行うとともに、令和4年6月支給分以降の支給割合を勧告どおり引き下げたため、職員及び議員を含む特別職の給与に関する関係条例を改正するほか、来年度より職員を愛媛県東京事務所へ派遣することに伴い、新たに地域手当を支給するため、改正するものです。

条例改正の概要ですが、1の議員を含む特別職については、令和4年度6月期末手当分より現在の支給割合の1.675月分を0.05月分引き下げ、1.625月分とします。

また、あわせて令和3年度12月支給分の1.675月分のうちの0.1月分相当額を減額調整します。

次に、2の再任用職員を除く一般職員及び4の会計年度任用職員については、令和4年度6月期末手当分より現在の支給割合の1.275月分を0.075月分引き下げ、1.200月分とします。

また、一般職員は特別職と同様、令和3年度12月支給分の1.275月分のうちの0.1月分相当額を減額調整しますが、会計年度任用職員の給与改定については遡及しない取扱いとします。

次に、3の再任用職員については、令和4年度6月期末手当分より現在の支給割合の0.725月分を0.05月分引き下げ、0.675月分とします。

また、一般職員などと同様に令和3年度12月支給分の0.725月分のうちの0.1月分相当額を減額調整します。

次に、参考資料の6ページを御覧ください。

地域手当については、職員を派遣する地域の民間賃金水準や物価を考慮し、給料や各種手当の月額合計額に100分の20を超えない範囲の割合を乗じて得た額を支給することとしています。今回派遣する東京都特別区の支給割合は、附則において100分の20と定める予定です。

なお、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 職員の派遣は町長の専決事項でありますので、する、せんについて文句言うわけでもない。賛成も反対もいたしません。

ただ、内容について少しお聞きし、町民の皆さんや議員の皆さんにも知っていただきたいということで、あえて質疑をさせていただきます。これは、当然町長にお答えをいただきたいと思います。

先般の全協におきまして、職員からはある程度の目的については聞きました。職員の資質向上や松前町のPR、製品の販路拡大や新規開発というようなものについて担当課の課長から全協で説明ありましたが、それ以上のことは職員には聞きもしませんでしたし、答えもできないと思うんで、本会議場で町長にお伺いします。

派遣のメリットは1点。私は、その都度出張しただけでいいんじゃないかなと、定住する必要はないんじゃないかなと。経費の無駄遣いと言われることがないようにしていただきたい。なぜ私がこういうことを言うかといいますと、今余裕がないと思うんですよ、松前町職員に、人数的に。なのに、なぜ派遣をするのか。今まで職員が、昨年度は職員が辞めたり、多額の時間外勤務手当を支給しております、現在。そういう松前町の内容は町長がよく御存じだと思うんですが、その上でなぜ派遣するのか、それだけ派遣するだけのメリットがあるのか。

もう一点は、岡本町長は今年で6年目になるんですかね。今まで東京、中央のほうへ何回陳情に行かれましたか。

これは9町の首長で行った回数じゃなくして、松前町の岡本町長として中央省庁に陳情

に何回行かれましたか。

(「案件と違うじゃない、質疑が」の声あり)

○議長(加藤博徳) 静粛をお願いします。

(「案件に対して言わな。全然違うよ、質疑が。一般質問でやったらいい。この案件に対しての質疑やろ」の声あり)

静粛をお願いします。

伊賀上明治議員。

(「質疑が違うんじゃない。横道それとるやん。全然違うがな」の声あり)

伊賀上明治議員。

○14番(伊賀上明治議員) いやいや。

○議長(加藤博徳) 続けてください。

○14番(伊賀上明治議員) いや、横からああいう言葉、入れられても困ります。

町長の答弁をお願いします。

○議長(加藤博徳) はい。

(「議案に対しての質疑やろ。関係ないこと言うたっていかまい」の声あり)

理事者。

田中総務課長。

○総務課長(田中俊臣) 職員の派遣について細かいところになりますので、総務課のほうから答えさせていただきます。

職員を役場外に派遣するメリットなんですけど、端的に言えば、役場で仕事をしていただだけでは得られない経験を職員に積ませることによりまして、本人の資質や能力の向上を図ること、そしてさらにはそれを組織にフィードバックしてもらって組織を発展させることが理由であり、目的でございます。つまり人材育成の意味合いもあります。特に派遣場所が東京ということで、普通の派遣に比べましてプラスアルファの価値があり、非常に有意義だと思っております。

東京という人や仕事、そして情報など、ありとあらゆるものが全国から集まってくる場所では得られない経験や刺激があつて、その経験は何事にも代え難いものになると思います。

さらに、東京事務所への派遣につきましては、県の職員としてだけではなく、普通であれば県の職員として働くだけになるんですが、それだけではなく町の職員の一面を持って働いてもいいですよ、町の売込みをしても構わないですよというふうに担当の方からはおっしゃっていただいております。

つまり、東京で松前町の駐在員のような働きが行えます。

大きい市であれば東京に単独で事務所を構えて一つの組織として機能させるだけの人員や予算の余裕もありまして、そこで情報発信をしたり、企業誘致を行ったり、あるいは中央省庁や県人会との人脈を構築したりすることが可能かもしれませんが、当町の規模では困難でございます。

よって、愛媛県がこういう派遣制度を設けてくれていることに感謝いたしており、事務所関連の費用負担は全くなく、職員に関する最低限の住居費など、最低限の予算、費用だけでいいのですから、決して高いとは考えておりません。

職員に余裕がないということにつきましては、職員の人数につきましては、現時点におきましても役場外へ派遣しておる職員が複数人おります。この職員につきましては、期限付で役場に戻ってくる職員もおります。このことを考えますと、現時点でその派遣の職員の人数に余裕がないとは考えておりません。どうか御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） メリットにつきましては、今総務課長が答弁したとおりでございます。私も人材育成の大切さ、それから今回は県の東京事務所の職員となりますが、松前町の駐在員としての仕事も可能であるというところは、今後の産業政策に大いに役立つものと考えております。

私の東京出張の頻度はと、回数とはということでありましてけれども、現在コロナウイルスの関係でほとんど東京行けておりませんが、通常ですと企業誘致とか、それから産業関係なので年に2回ぐらいは出張をしております。いわゆる各市町村長さんと一緒に行く陳情とは別に、町として行くのは、2回ぐらいは毎年あるようなことになってございます。

それと付け加えますと、先ほどの県の駐在員の話ですけれども、かつてはだか麦プロジェクトで、新宿のヒカリエではだか麦を使った料理のイベントをやったことがございます。2週間ぐらい提供したわけですけども、そのときに参加をさせていただいたシェフの皆さん方が、はだか麦の食材としての価値というのを理解をさせていただきまして、何店かのお店のシェフの方がはだか麦粉を引き続き購入したいということで、それを伝え、まさき村からその材料を送るということをやっておったんですけども、その後のつながりがないものですから、結局それで途絶えてしまって、継続した販路にならなかったということがございました。

こんなような場合に、職員が東京において、常にそのシェフの方と接触をし、働きかけをすることで継続した販路も確保できると、具体的に言いますとこういうことに使っていける。産業政策、今後の町の製品の販売等も、駐在しておると、常におるということで、

向こうの方々と接触をする機会が増える中で、そういう形で使っていけるといふふうに考えております。御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 今、町長が言われたようなことも、やはり議員としては耳に入れてほしい。町長がどういう考えを持っとんかというのは、私らも知りたいんですよ。2年間職員行かすということやから、これは町長の権限があるんでどうこう言えません。

ただ、この職員1人、松前町の給料でいうと約1,000万円近く、住居費入れたら要ると思うんですよ。最少の経費で最大の効果を上げるというのが行財政運営の基本であると思うんで、行ってすぐ成果は出んと思うんですけど、2年間でトータルして、結果的にどうであったかというのは検証したいと思います。そのときにまた、2年先おるかどうかわかりませんが、1年ごとに成果を公表していただきたい。せっかく東京行くんですから、成果を上げてもらわなかったら、この使ったお金は町民に対してどう説明するか。結果出ておりませんので今からどうこう言えませんが、無駄遣いにならないように、町長として、派遣する以上は責任がありますので、ぜひお願いしたいと思いますし、協議会の中で、9町の中で、伊方町と砥部町は、はや既に東京事務所へ職員を派遣しておるということ聞きました。

伊方町は、皆さん御存じのとおり、原発があって財政調整基金が44億円もあるようなところですから、人員派遣するのは余裕があると思いますし、砥部町にしてみたら、今の砥部焼は愛媛県だけじゃなしに全国のブランド品になつとるような状態ですので、松前町は何をPRし、何の物産をPRして、どれだけの効果を上げるかじっくり見させていただきますんで、町長の力量を期待しております。

以上で終わります。

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はありませんか。

岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） 1点だけお伺いいたします。

確かに条例改正しないと給与そのものは出せない、これはもう当たり前のことですし、東京行くということにつきましては、相当な費用というか、行かすための費用というのは結構要ると思います。

ただ、今まで松前町としていろいろ案はあったんでしょうけれども、東京向いて、いわゆる県事務所向いて、職員を派遣していないというのがある面不思議であるという思いは私は思っております。

いろいろと情報を得ますところによりますと、松山市あたりも県事務所を設けている。そして、一般企業にも職員を派遣しておるといふことは、市あるいは町そのものをより活



性化しようという一つの思いが表れておるんじゃないかと思います。

松前町におきましても、私はこれはいいことであるし、今後も2年間というのではなくてずっと続けていただいて、松前町がよりいい町になる、そしていろいろな面での情報が、県から来るんじゃなくて直接的に情報が松前町へ入ってくるということが、時間的な観点から考えるとはるかに早く行動が起こせる、あるいはどこへ訪ねていけば、どの省庁へ訪ねていけば、こういういい話がより早く聞けるというようなことにもなると思いますので、私としてはこの予算を、というか条例を可決していただいて、そして松前町がよりいい、そして全国的に名の通る町にさせていただけたらと思います。

以上です。町長のお考えはどういうふうなのかお伺いいたします。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 大変ありがたいお話をいただきましてありがとうございます。

一応今回、1人の職員を2年間ということで派遣をすることにしてございますが、もちろんこの2年間の成果というのは見ないといけません、この派遣事業の事業評価をしっかりと行った上に、一定の評価ができる実績が上がり、かつ愛媛県がさらに派遣を認めていただけるということであれば、今後さらに続けていく考えでおります。2年後の話、評価をした上での話になりますが、そういう気持ちでおりますので、どうぞよろしくお伺いいたします。

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第5号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第10 議案第6号 松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第10、議案第6号松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第6号について提案理由を申し上げます。

政府が実施するコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を受けて保育所、児童クラブ

及び幼稚園に勤務する職員の処遇改善を行うため、新たに制定するものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第6号について補足して説明いたします。

議案書は41ページからになりますが、参考資料で御説明いたします。

参考資料7ページをお開きください。

この条例は、国が実施するコロナ克服・新時代開拓のための経済対策により、保育所、幼稚園及び放課後児童クラブに勤務する職員の処遇改善を行うため、新たに制定するものです。

条例の概要ですが、会計年度任用職員を含む保育所職員等に対し、令和4年2月1日から保育所職員等調整額を支給するもので、正規職員、フルタイム会計年度任用職員については月額9,000円を支給します。パートタイム会計年度任用職員については、月額9,000円をそれぞれの勤務時間に換算して支給することとしています。

財源については、令和4年9月までは国の保育士等処遇改善臨時特例交付金により10分の10手当てされ、10月以降は地方交付税により措置されることとなっています。

なお、この条例は公布の日から施行し、令和4年2月1日から適用することとしています。

以上で議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第6号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第11 議案第7号 松前町固定資産評価員条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（総務産業建設））

○議長（加藤博徳） 日程第11、議案第7号松前町固定資産評価員条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第7号について提案理由を申し上げます。

総務部長の職にある者に固定資産評価員を兼ねさせることについて、地方税法第404条第2項の規定に基づく議会の同意を包括的に得るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長（加藤博徳） 大川総務部長。

○総務部長（大川康久） それでは、議案第7号について補足して説明いたします。

議案書45ページをお開きください。

固定資産評価員とは、町長が固定資産価格の決定を行う際に必要となる資産の評価を行い、価格決定の補助するために設置するもので、その設置に当たっては議会の同意を得ることが地方税法で規定されています。

今回、新たに評価員の選任について条例に規定するため、全部改正を行うものです。

評価員の選任については、第2条において「評価員は総務部長の職にあるものに兼ねさせるものとする」と規定することで、議会の同意を包括的に得ることとしています。

また、評価員を職員に兼ねさせることから第3条において評価委員は無報酬とし、46ページの附則第2項で固定資産評価員の給与に関する条例を廃止することとしています。

参考資料9ページに新旧対照表をお示ししておりますので、御参照ください。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行することとしています。

以上で議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第7号を所管の総務産業建設常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

10時55分まで休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第12 議案第8号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（文教厚生））

○議長（加藤博徳） 日程第12、議案第8号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第8号について提案理由を申し上げます。

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律により犬及び猫のマイクロチップ装着制度が創設されることに伴い、マイクロチップを装着した犬については鑑札の交付が不要となることからその犬の登録に係る手数料を徴収しないこととするとともに、マイクロチップを取り外した犬について鑑札を再交付することとされたことから規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、早瀬保健福祉部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 早瀬保健福祉部長。

○保健福祉部長（早瀬晴美） それでは、議案第8号について補足して御説明いたします。

議案書47ページ、参考資料は11ページをお開きください。

今回の改正は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部が改正され、犬及び猫のマイクロチップ装着制度が創設されることに伴い、松前町手数料条例の一部を改正するものです。

議案の表の右が改正前、左が改正後です。

第2条の20号に犬の登録手数料が定められていますが、マイクロチップを装着した犬については鑑札の交付が不要となることから、左の改正後のとおり「登録の申請があったものとみなされた犬の登録を除く」と定め、手数料を徴収しないこととします。

また、22号では再交付手数料が定められていますが、動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項でマイクロチップを取り外した犬について鑑札を再交付しなければならないことが規定されたため、その条文を追加します。

なお、この条例は令和4年6月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第8号を所管の文教厚生常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の文教厚生常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第13 議案第9号 松前町消防団条例の一部を改正する条例(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(総務産業建設))

○議長(加藤博徳) 日程第13、議案第9号松前町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長(岡本 靖) 議案第9号について提案理由を申し上げます。

消防団員の報酬を見直し処遇改善を図るとともに、消防団員の懲戒規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

内容につきましては、大川総務部長に説明をさせますので、御審議のほどよろしく願います。

○議長(加藤博徳) 大川総務部長。

○総務部長(大川康久) それでは、議案第9号について補足して説明をいたします。

議案書49ページ、参考資料は13ページをお開きください。

今回の改正は、災害の多様化、激甚化による消防団員の負担増加を踏まえ、消防庁より適切な報酬及び費用弁償の支給について通知があったことから、現在の松前町消防団員の報酬等を見直すほか、消防団員の懲戒規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

改正の主な内容ですが、議案書50ページを御覧ください。

左の欄の改正後第8条に示すとおり、新たに消防団員の懲戒に関する規定を追加します。

次に、51ページの第14条年額報酬と52ページの第15条出動報酬については、参考資料で説明いたします。

参考資料13ページを御覧ください。

13ページの(1)、年額報酬の一覧表に示すとおり、副分団長、班長、団員の年額報酬をそれぞれ地方交付税算入額と同額まで引き上げます。

団長、副団長、分団長については、年額報酬が既に地方交付税算入額を超えているた

め、据置きとします。

従前の各種手当については、(2)出勤報酬の一覧表に示すとおり、災害出勤報酬、警戒出勤報酬、訓練出勤報酬の3種類の報酬として整理し、その金額については地方交付税算入額と同額とします。

また、可搬ポンプ、自動車ポンプ、積載車運転の各手当は年額報酬に含めるため、廃止とします。

参考資料14ページに、改正前の令和3年度と改正後の令和4年度の予算金額の比較を示しておりますので、御参照ください。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行することとし、改正後の年額報酬及び出勤報酬については、この条例の施行日以降の出勤について適用し、施行日前の出勤については従前の例によるものとします。

以上で議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第9号を所管の総務産業建設常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の総務産業建設常任委員会へ付託しました。

理事者交代しますので、暫時休憩いたします。

午前11時2分 休憩

午前11時3分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

~~~~~

日程第14 議案第10号 令和3年度松前町一般会計補正予算（第12号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第15 議案第11号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第16 議案第12号 令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算（第4号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第17 議案第13号 令和3年度松前町水道事業会計補正予算（第1号）（上程、

提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算）

日程第18 議案第14号 令和3年度松前町下水道事業会計補正予算（第1号）（上程、提案理由説明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第14、議案第10号令和3年度松前町一般会計補正予算第12号、日程第15、議案第11号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第16、議案第12号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号、日程第17、議案第13号令和3年度松前町水道事業会計補正予算第1号及び日程第18、議案第14号令和3年度松前町下水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第10号から議案第14号までについて一括して提案理由を申し上げます。

いずれの予算も地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

補正予算の議案書3ページをお開きください。

議案第10号令和3年度松前町一般会計補正予算第12号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,593万4,000円を追加し、総額を134億9,546万8,000円とするものです。

以下、補正予算の主要事項について参考資料により御説明いたします。参考資料の15ページをお開きください。

まず、笑顔で暮らせる健康づくりでは、国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に伴い、町内の私立保育施設に対して、保育士・幼稚園教諭等の賃上げをするため、必要な経費を補助します。

また、感染症対策の推進では、新型コロナウイルス感染拡大防止のために休業要請を行った松前公園及び松前総合文化センターの指定管理者に対して、休業要請期間の補償分として指定管理委託料を増額します。

次に、快適で暮らしやすい基盤づくりでは、住民基本台帳法が改正され、転出、転入の手続についてマイナポータルを使用してオンラインで行うこととされたため、その対応に必要な住民基本台帳システムの改修を行います。

この改正法は、令和5年1月頃に施行される予定です。

オンライン化により、手続時間の短縮化やワンストップ化を図ることができます。

なお、補正予算の財源としましては、国県支出金や地方債等の特定財源が2,922万8,000円の減、一般財源が2億6,516万2,000円の増となっています。

補正予算の議案書35ページをお開きください。

議案第11号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000万円を減額し、総額を33億1,574万6,000円とするものです。

補正予算の議案書49ページをお開きください。

議案第12号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,448万1,000円を追加し、総額を29億6,272万5,000円とするものです。

補正予算の議案書67ページをお開きください。

議案第13号令和3年度松前町水道事業会計補正予算第1号は、既定の予算の資本的収入及び支出の予定額から収入支出それぞれ1億1,500万円を減額するものです。

補正予算の議案書79ページをお開きください。

議案第14号令和3年度松前町下水道事業会計補正予算第1号は、既定の予算科目に誤りがあったため、所要の補正を行うものです。

以上が各会計の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第10号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第10号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第11号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第11号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第12号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第12号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第13号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第13号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第14号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第14号を所管の予算決算常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

~~~~~

日程第19 議案第15号 令和4年度松前町一般会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第20 議案第16号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第21 議案第17号 令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、提案理由説明、質疑、委員会付託(予算決算))

日程第22 議案第18号 令和4年度松前町介護保険特別会計予算(上程、提案理由説

明、質疑、委員会付託（予算決算））

日程第23 議案第19号 令和4年度松前町水道事業会計予算（上程、提案理由説明、  
質疑、委員会付託（予算決算））

日程第24 議案第20号 令和4年度松前町下水道事業会計予算（上程、提案理由説  
明、質疑、委員会付託（予算決算））

○議長（加藤博徳） 日程第19、議案第15号令和4年度松前町一般会計予算、日程第20、  
議案第16号令和4年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第21、議案第17号令和4年  
度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第22、議案第18号令和4年度松前町介護保険  
特別会計予算、日程第23、議案第19号令和4年度松前町水道事業会計予算及び日程第24、  
議案第20号令和4年度松前町下水道事業会計予算を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第15号から議案第20号までについて一括して提案理由を申し上  
げます。

議案第15号から議案第18号までは地方自治法第211条第1項の規定により、また議案第  
19号及び議案第20号は地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を求めるも  
のです。

当初予算書の3ページをお開きください。

議案第15号令和4年度松前町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ111億8,218万6,000円  
と定めるものです。

参考資料の29ページをお開きください。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中、多種  
政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されていま  
すが、依然として不透明な状況が続くことが懸念されます。

このような状況の下、町といたしましては、住民の要請に応え、その役割を適切に果  
たしていくため、新たな着眼や柔軟な発想による徹底した行政改革に取り組み、財源の充実  
確保を図ってまいります。

令和4年度の歳入の見通しにつきましては、主要をなす税収において新型コロナウイルス  
感染症の影響が想定より少なかったため、6,589万5,000円の増額となったものの、コロ  
ナ禍の前と比較すると依然として落ち込んでいます。

一方、歳出につきましては、松前中学校改築工事の完了などにより2億4,727万3,000円  
の減額となったものの、障がい者福祉をはじめとした社会保障関係費が増加し、厳しい状  
況となっています。

このため、歳入については、可能な限り地方債を発行するとともに、財政調整基金から

2億4,000万円の繰入れを行いました。なお、今後の財源の見通しについては厳しい状況です。

一方、歳出については、経常的経費等についてさらなる創意工夫により前年度に増して節減に努めるとともに、選択と集中により、限られた財源を真に必要な事業に重点配分したところでは、配分に当たっては、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、私が2期目の町政を担当させていただくことになった際にお約束をしました5つのまちづくりをさらに発展・深化させた5つの基本政策に沿って、生きる喜びあふれるまちまさきの実現を目指すための事業に重点配分をいたしました。

以下、主要事業につきまして、5つの基本政策と関連させながら御説明いたします。

第1点目は、安全・安心な生活環境づくりです。

まず、消防の充実のため、消防団活動の拠点整備として第8分団消防詰所の整備に向けた設計等を行うほか、小型動力ポンプやホースなどの更新を行います。

次に、防災・減災の促進のため高潮ハザードマップの作成を行うほか、災害用備蓄品について、これまで整備してきた水や食料に加え、災害弱者のための備蓄品を新たに整備します。また、地域や組織での防災活動の中核となる防災士の養成にも引き続き取り組み、地域防災力の向上を図ります。

次に、防犯・交通安全の充実のため、運転免許自主返納者に対して公共交通機関の乗車券等を交付し、高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を整備することにより、高齢運転者による交通事故の抑制を図ります。

また、町内全域の街灯をLED化することにより、夜間における防犯環境を向上させるとともに、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

次に、地球温暖化対策の推進のため、電気の使用量を節減する省エネキャンペーンを新たに実施し、節電を促進することにより温室効果ガスの排出量の削減を図ります。

また、循環型社会形成の推進のため、収集、運搬、処理を適正に実施しながら、分別を一層徹底することでごみの減量化を促進し、リサイクルの推進による資源の再利用を図ります。

また、コミュニティの育成のため、各地域の集会所や公園などの整備に係る費用の一部を助成することにより、地域コミュニティの活性化を図ります。

このほか、伊予地区広域斎場について、運営に係る費用のほかに、施設の老朽化に伴う改築に係る費用を負担します。

第2点目は、笑顔で暮らせる健康づくりです。

まず、地域福祉の充実を図るため、社会福祉協議会へ運営補助を行い、地域福祉の増進を図ります。また、経年劣化している福祉センターの外壁を改修します。

次に、高齢者支援の充実のため、特別養護老人ホームの居室に新型コロナウイルス感染

症の感染拡大を防止するための設備を整備する事業所に対して補助金を交付するとともに、新規入所者及び従事者のPCR検査や抗原定量検査を実施する高齢者施設等の事業所に対して補助金を交付し、利用者への安全なサービス提供体制を確保します。

また、伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合和楽園の負担金を負担し、在宅において養護を受けることが困難な高齢者を支援します。

次に、障がい者支援の充実のため、障がいの除去、軽減に必要な医療の給付を行うとともに、障がい者や障がい児が社会の一員として生活が送れるよう自立支援給付などを行うほか、重度心身障がい者の生活の安定と福祉の増進のため、医療費の一部を助成します。

次に、子育て支援の充実のため、老朽化した白鶴保育所の改築工事を行うとともに、町内で保育所整備を行う事業者に対する助成を行うほか、閉所した二名保育所を解体します。

また、子ども・子育て支援制度に基づき、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じて、小学校就学前の子どもを持つ保護者に対し、子どもの状況に応じた教育・保育給付を行うとともに、病児保育や一時預かりなどの各種サービスを実施するほか、引き続き義務教育修了までの子どもの医療費を無料にします。

このほか、産後4か月未満の母親や乳児を対象に、家族などから十分な支援が受けられない出産後の育児不安や体調不安を解消するため、心身のケアや相談、育児指導等を行う支援体制を整えるなど、安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりを推進します。

次に、健康づくりの推進のため、北海道松前町と健康づくりを通じた交流を新たに始めるほか、健康づくりフォーラムを開催し、運動習慣の定着や健康づくりへの意識を高めます。

また、新型コロナワクチンの接種を実施し早期の収束を目指すほか、予防接種法に基づく各種接種を実施して疾病の発生及びまん延を予防することにより、公衆衛生の向上や医療費の抑制に努めます。

第3点目は、豊かな心を育む人づくりです。

まず、学校業務の改善及び教職員の負担軽減を図るため、現在手書きなどのアナログ的な方法で行っている生徒の在籍管理や成績管理業務をデジタル化し、校務全般の業務効率を図ることができる校務支援システムを小中学校に導入します。

次に、学校教育の充実を図るため、障がいや特性のある児童生徒等の学校生活における安全の確保、円滑な学校生活への適応を図るため、学校生活支援員を配置します。

また、各地区における通学路の安全を確保する体制を構築するため、拠点校である松前小学校を中心に全ての学校で安全教育及び安全管理の充実に係る取組を実施します。

次に、生涯学習の推進のため、拠点となる文化センターについて、老朽化した設備の改

修工事を実施します。

このほか、文化財の保存・活用では、町にゆかりのある文化財や人物に関する資料等を常時展示することができる歴史民俗資料室を新たに整備し、町民の郷土愛の醸成や文化財への理解の深化を図ります。

また、ホッケーを通じたまちづくりを推進するため、大会や合宿等の誘致活動を積極的に行うとともに、初心者から経験者までホッケーに親しんでもらうためのホッケー教室の開催や中学生の交流大会を開催します。

第4点目は、活力あふれるにぎわいづくりです。

まず、農業生産基盤整備の推進のため、老朽化した揚水施設や水路など土地改良施設の改修を行うことで、労力の軽減や維持管理に係る経費を削減します。また、新田湛水防除施設に水位監視カメラを新たに設置し、湛水被害から農地を守ります。

次に、商工業の振興では、中小企業の振興に資するため、令和5年度に中小企業振興計画を策定することを目指して、令和4年度は中小企業の実態調査を実施することにより経営動向等を把握し、中小企業が抱えている課題の分析を行います。

また、松前町の産業を支える事業者や関係団体が一堂に会し、物産品や生産品の販売などを通じて町内外にPRを行うための産業まつりを実施します。

次に、観光・交流機能の創出のため、松前町の偉人義農作兵衛とその精神を全国に発信するため、義農大賞表彰式を実施するほか、松前町の活性化と町民の活力増進を図るための夏祭りについて、会場変更などによる新たなにぎわいを創出する取組を支援するとともに、松前町の伝統行事であるはんぎり競漕について、町内のみならず広く町外にもPRします。

このほか、雇用・就労環境の整備のため、条例に基づき、東レに対して工場等設置奨励金を交付します。

第5点目は、快適で暮らしやすい基盤づくりです。

まず、上下水道の整備のため、水道事業及び下水道事業に対して繰出金を支出するほか、浸水被害の軽減を図るため、筒井地区の雨水貯留施設や塩屋地区の排水機場の整備に向けて設計を行います。このほか、合併処理浄化槽の設置促進のため、宅内配管工事等に係る補助を新たに実施します。

次に、市街地の整備のため、伊予鉄道松前駅前広場の整備に向けて測量及び設計を行うほか、既存の木造住宅の耐震化を促進するため、松前町建築協議会に委託して無料で耐震診断や設計を行うとともに、所有者が自ら実施した耐震診断、耐震設計、耐震工事及び工事監理に関して費用を助成します。また、空家等対策協議会を開催し、空家に対する施策を進めます。

次に、道路・交通網の充実のため、地域公共交通の活性化及び再生を図るため地域公共

交通計画の策定に着手するとともに、町内を巡回しているコミュニティバスの運行に対して支援を行うほか、町内の道路については、道路環境を改善し交通の安全を確保するため、老朽化が著しい町道について計画的に維持管理を行うとともに、安全かつ快適に利用できるよう整備・改良工事を行います。

次に、町行政のDX化の推進のため、松前町のDXの指針となるDX推進計画を策定するとともに、県及び県内市町と連携し、チーム愛媛で町行政のDX化に取り組みます。

このほか、総合行政システムについて、現在庁舎に設置しているサーバー機器等が更新時期を迎えることを契機に、セキュリティ水準の向上や庁舎が被災した際の業務停止リスクの低減などを図るためクラウド化を図るとともに、戸籍システムについても、戸籍事務のマイナンバー制度及び戸籍証明の広域交付に対応するためのシステム改修を行うとともに、クラウド化を図ります。

以上が令和4年度一般会計予算案の主要事業です。

前年度と比較いたしますと、参考資料35ページの表にありますように、2億4,727万3,000円、2.2%の減となっています。

次に、財源につきましては、一般財源としては、その根幹をなす町税が42億8,689万1,000円、地方交付税が16億4,300万円のほか、地方譲与税、地方消費税交付金、基金繰入金及び寄附金などから18億189万1,000円を計上しています。

一方、国県支出金、地方債等の特定財源としては34億5,040万4,000円を充当することとしています。

このほか、厳しい財政状況の中においても町の活性化や住民サービスの向上等に資することができるよう、職員の創意工夫と発想による、新たな予算を伴わないゼロ予算事業を実施します。ゼロ予算事業は、様々な分野において、既存の人材や施設を利用するとともに、情報発信、ネットワーク機能を活用して積極的に取り組んでまいります。

当初予算書の93ページをお開きください。

議案第16号令和4年度松前町国民健康保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ32億4,123万4,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、1億1,032万8,000円、3.3%の減となっています。

当初予算書の121ページをお開きください。

議案第17号令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5億812万5,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、2,803万2,000円、5.8%の増となっています。

当初予算書の141ページをお開きください。

議案第18号令和4年度松前町介護保険特別会計予算は、歳入歳出それぞれ保険事業勘定29億5,997万1,000円、介護サービス事業勘定1,160万1,000円と定めるものです。これを前

年度と比較いたしますと、保険事業勘定が1億4,476万9,000円、5.1%の増、介護サービス事業勘定が6万5,000円、0.6%の減となっています。

当初予算書の183ページをお開きください。

議案第19号令和4年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億6,965万6,000円、収益的支出4億6,516万1,000円、資本的収入9億3,357万1,000円、資本的支出11億1,068万9,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入696万2,000円、1.5%の増、収益的支出4,741万2,000円、9.2%の減、資本的収入6億3,715万5,000円、215%の増、資本的支出6億4,148万5,000円、136.7%の増となっています。

当初予算書の219ページをお開きください。

議案第20号令和4年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入5億5,182万8,000円、収益的支出4億3,307万5,000円、資本的収入1億1,409万4,000円、資本的支出3億4,370万2,000円と定めるものです。これを前年度と比較いたしますと、収益的収入249万4,000円、0.4%の減、収益的支出4,785万6,000円、10%の減、資本的収入2億2,619万円、66.5%の減、資本的支出2億1,186万2,000円、38.1%の減となっています。

以上が各会計の令和4年度当初予算の概要です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第15号について質疑を行います。

質疑あります。

村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 今回、これ委員会付託にされとんですけど、一応私も予算委員会なもんですけど。

私、この議会の前に全協いうて前もって議案の説明をしていただくところがあるんですが、ちょっと体調不良で休んでいたもので、その中でまさき夏祭り、このことについて税金の無駄遣いじゃ、じゃのいうことが出たというお話を聞いて、僕もそれとは全然反対で。

新型コロナウイルスでもう2年も夏祭りもしてないんよね。それで、この大きい西古泉筒井線、これがもうできる前から、町長がここで夏祭りの盆踊りやりたいんやと、建設前からそういう要望があって、ああ、それええなど。それイメージしたら、県外でいう栈敷席みたいなんですとみんなが踊って、ほで観客もずっと並んでいろいろ見えてえんかなと、おお、すばらしいなど、こう思いよったところが、税金の無駄遣いじゃのという言葉が出たというんでね。

当初予算の中では小っちゃい案件なんやけど、僕はこれ久しぶりにやるし、松前町にとって一大イベント、夏祭りとたわわ祭かな、これが一大イベントでやられるんじゃけん、

僕はもっと2年ぶり、3年ぶりにやるんやけど、もっと予算増やして、3倍とは言わんけど、もっと倍ぐらいに増やしてもろて。それと歌手なんかも来てもろとるけど、もっと盛大に、今はお笑いブームか何か知らんのやけど、そういうふうなんで芸能人呼ぶとかね。

それとか踊る距離も長いんで、露天商なんかもかなり出てくれると思うんやけど、町内外の露天商出てくれる思うけど、そういう露天商にも何ぼか補助金出しますよみたいな、そういうことをやってくれると、露天商なんかも多分来てくれよと思う。ほたら、本当祭りみたい。それで参加人数も聞いたら約5,000人ぐらい、踊る人は20団体で1,000人ぐらい、ずっと踊ってくれるんですよ。

近々で言いますと、椿まつり。この間椿参道通ったら、椿まつりが延長されたかなんかで声かけてたんじゃけど、ほんと何人かが椿さんの中を歩きよるだけ。もう祭りなんか言える状態じゃない。そんな寂しいのが祭りじゃないんですよ。

やっぱし、もっとどンドンやってもろうて、もうちょっと僕は予算を増やしてもろうて、いろんなそういうふうな事業もしてもろうて、松前の人が、ええ祭りやったな、久しぶりにやってよかった、これぐらいの気合でやっていただきたいんで、もっと僕は予算を倍ぐらいつけてもろて、やっていただきたいんやけど。

予算委員会には町長も出席されんけん、ここで町長にお聞きしたいのは、もう前から言いよったのに、ちょっと少ないと思うけん、予算が。もっと大きに、大々的にやっていただいたらと思うんやけど、そこんところはどんな考えでおられますか。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 非常にすばらしい御意見をいただいたわけですけど、予算も限られておりますので、そう倍も3倍もというようなことにはなりませんけれども、かねてからお話をしておりましたように、新しくできた西古泉筒井線、恋泉通りですけれども、ここを使って、これまで松前公園のグラウンドでやっておって、なかなか踊りも見栄えがしないというような、何とかならんのかという声もありましたので、それが改善できる形で実施をするということにしたいと思っております。これまでよりは見栄えのする夏祭りになることを期待しておりますので、どうぞ御理解いただいたらと思います。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 僕は、餅まきかな、あんなもなくなって、ほんで新型コロナでほかの事業も全然なくなって。もっと餅まきもしたり、ほでこんなこと言うたらあれやけど、義農祭が昔からずっとあったんやけど、そんときに、20年ぐらい前かな、平尾昌晃とか畑中葉子とか芸能人も呼びよったんよ。それも全然呼ばんって、ほでだんだんだんだん縮小していく一方なんよね、祭りなんかも。

じゃけん、町長に聞きたいんは、もっと芸能関係も呼んでもろて、今大体5,000人ぐらいの人がまさき祭りに参加してくれるんやけど、もっとみんなを楽しませるようなそうい



うイベントもしていただきたいんやけど、そこらの答弁もろたらうれいんですけど。

○議長（加藤博徳） 岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 今の御意見は御意見として伺っておきますが、取りあえず今の予算で令和4年度は進めていきたい。今後の祭りの在り方というのは、役場だけがやっているものじゃなくて、商工会も中心となった実行委員会でやっておるものですので、そういう御意見もあったということをお伝えした今後の祭りの検討の中でその意見を伝えていって、今後検討していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 最後になりますけど、こんなこと言うたら失礼なんやけど、しょぼい祭りやったら、それこそ税金の無駄遣いなんよ、そうでしょ。同じ1,000万円かけても、何ぞ、これいうんと、おお、今年はよかったというのと全然違うんよね。じゃけん、しょぼい祭り、しょぼいって日本語かな、まあしょぼい祭りだけはしてほしくない。ほんで、参加した人に、わあ、今年の祭りよかった、久しぶりでよかったというて、言うてもらえるような。予算も限られとんやろうけど、追加があっても何にしても構わんけん、そういうふうな大きい事業をしていただきたいんが私の意見として最後に言うときます。

はい、以上です。

○議長（加藤博徳） 質疑。

答弁ありますか。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） しょぼい祭りやったらせんほうかええという御意見、私も大賛成であります。お金を使うときにはしっかりと使って、効果が上がるような形でやっていく。もちろん、要らない予算は使わない。使うときには、その必要があり、これが松前町の発展につながるものであるならば、しっかりと予算をつけて、有意義なものにする、それが生きたお金の使い方だというふうに思っておりますので、そういう考え方で今後の政策も進めていきたいと思っております。よろしく願いします。

（11番村井慶太郎議員「はい、ぜひお願いします」の声あり）

○議長（加藤博徳） ほかに質疑はありませんか。

伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 私は議案第15号の当初予算、令和4年度の一般会計予算についての中のまさき町夏祭りの経費の増額について町長にお伺いをいたします。

先ほどの町長の言葉の中にも、厳しい財政状況でありながらという言葉は何回か使われたと思う。この増額する理由、令和3年度749万円の予算で、中止になったけれど、今年は522万7,000円の増、1,271万7,000円の予算で夏祭りをしようとしている。なぜ増額して

まで夏祭りをしなくてはならないのか。

場所についても、町長のお考えで違う場所になりましたよね、西古泉のほうから。これも多分町長の、先ほどの質問の中でも出とったように、もう何年も前からここでやるという決意をされとったそうです。が、これは町長一人だけで何もかも考えて実行するというのではなくして、松前町全体で、松前町町民のためにまさき夏祭りというものを実施していただきたい。町長の思いだけでしてもらったんでは困る。それは成果が上がるかもしれないよ。ほやけど一番大事なのは、松前町民のために夏祭りをしていただく。松前町民が、多くの人がこの夏祭りに参加していただけるものを夏祭りで実行していただくのが町長の、最高責任者としての仕事やと思うんですよ。

先ほど、費用は何ぼかかってもいいという、それは生きとる金やったら使って結構じゃないと思うんだけど、この500万円プラスの増額については、もう少し町長のお考えを聞かなくては、すんなり賛成するわけにはいかん。

場所についても、全員協議会でも話は出ましたが、ただ町長が西古泉から踊り連をしたいののは、それはそれで構いません。しかし、そのために警備員を80人もつけないかん。ましてや、松前町の体育館やあの広場、この施設全体を封鎖すると、花火のために封鎖するというをお伺いしましたが、ちょっと僕は考え方が違うんで。

西古泉がフィッタの西脇ですか、あそこを借りて夏祭りをすると。自分とこの土地は封鎖して花火のために置いとく。ちょっと僕は考えられんのですよ。松前町の土地の中で、できるだけをして、足らん分についてはエミフルにも協力をいただくというのが本来の姿やと思うんですよ。

今までしよった会場は全部封鎖する。駐車場どうするんですか。今までどおり、黙ってエミフルに止めたらええことやけど、それまではエミフルも言わないと思うんだけど。やはり自分の土地があるんであれば自分の土地の中でやろうし、できんのであれば花火を縮小すりゃ済む事なんですよ。そういう全体のことを考えて、もう少し。

そりゃ町長が西古泉の集会所から出発したい、それは結構です。やってください。私も反対じゃありません。だけど、安全が一番に考えていただかなくてはなりません。露天商がもし出るんであれば、田んぼの中に物が散らかるでしょう。誰が掃除するんですか。そこらも考えた上でやるのは結構です、警備員置いて。だけど、周りに来ていただいた人が安全に夏祭りが見られるような方法を考えていただかんと、警備員だけ置いとるからいいじゃないかということでは、何かあったときには、町長、実行委員会の責任になりますよ。

もう町長の腹の中には決まっとるから、変更せえ言うても無理じゃとは思いますが、議員としてこういう苦言を差しとかんと、後で何かあったときに議会はただもろ手上げて賛成したんかというのは、私も嫌ですから。苦言の一つとして聞いていただいて、何か町長

のお考えがあるんならお聞かせ願いたいんで。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 御意見ありがとうございました。

町長も申しましたように、恋泉通りですするというのは、私自身も町長の命令ではありません。あの一本道が、一本の大きい道路ができたなら、当然私自身の考えとしてもあそこでやりたかったのが本音でございます。

それと、あと花火については、今まで議員の皆さんにも御報告はしていましたが、松前公園の広場の北西を利用して、毎年花火を行っておりました。風向きによっては、西側の民家あるいはフィッタ側にも落ちたりして、今まで車の上に、私が産業課長のときにも落ちて、後々いろいろその対策に追われたこともあります。とにかく花火に関しては、風向きによってはすごい広く残渣が広がりますので、今回この機会を通じて松前公園の中心で花火を上げることで、見られる町民の方も安全・安心で花火を見ていただけたらと考えております。

露店につきましては、恋泉通りの通路沿いに露店を置くのではなく、フィッタの駐車場を借りて、そちらのほうで安全な運行を、露店とか、あと皆さんそこにも集まっていたくように対応を取ります。そういうふうなことで、花火、まさき音頭、皆さんが集まる場所に重点的に警備員を配置することで安全を高めていきたいと考えております。

駐車場はどうするんですかということですが、今までも松前町では駐車場は設けておりませんので、徒歩等で皆さん協力しながら、理解をしながら来ていただいたと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 私が言うたからというて、町長、思いを変えることはないと思うんで、それはそれでやっていただいて結構です。後で検証してもらったら済むことやから。

ただ、1点僕がどうしても言いたいのは、松前町民3万人口の、子どもさんら、お年寄りは無理としても、やはり松前町民が……。

○議長（加藤博徳） 質疑。

○14番（伊賀上明治議員） 多くの松前町民が参加できる夏祭りにしていただきたいのを要望したいと思います。お答えがあれば。なければ、これで終わります。

○議長（加藤博徳） それに対する質疑を。

（14番伊賀上明治議員「それに関する」の声あり）

のお答えを。

金子産業課長。

○産業課長（金子裕之） 失礼いたします。

今、伊賀上議員さんから夏祭りについていろいろ質疑いただいておりますが、今回予算を増額してまで変更案を出させていただいております理由について、担当課としてまず御回答させていただきます。

まず、令和4年度に開催を予定しておりますまさき町夏祭りを実施する必要な予算といたしまして、先ほど来言っていたいております1,271万7,000円の予算を計上させていただきました。御質問のありましたとおり、この増額の内容につきましては、まさき音頭の実施会場を松前公園多目的広場から恋泉通りへ変更することに伴い必要となる会場設営費が主なものでございます。

これまでまさき町夏祭りにおけるまさき音頭につきましては、毎年20連程度、約1,000人が参加するまさき町夏祭りを彩る一大イベントとして実施してまいりました。それにもかかわらず、道路事情等の問題によりまして、最適な開催場所が確保できず、松前公園多目的広場内を周遊する形で実施してきておりましたが、各連の皆様方からはスポットが当たりづらい上、観覧者からは距離が遠く見づらいなど、せっかく皆さんが練習してこられたにもかかわらず、その成果やお披露目をする場としてはふさわしくないものでございました。そのため、まさき音頭の参加者や観覧者の方々から、まさき音頭を踊る場所が狭いとか、観客席が一方方向のみなので見づらいといった御意見を賜りまして、町といたしましては、開催方法の改善を要望する声を多数いただいておりますので、どのようにしたらよいかというふうな検討をしておりました。

こうしたことから、いかなる手段を取ればこれらの問題が改善されるかといったところを考えましたところ、恋泉通りが御案内のとおり令和3年3月に供用開始されましたので、同路線につきまして、まさき音頭の会場をこちらに変更すればこれらの問題が解決するのではないかと考えた考えに至ったわけでございます。

同路線を直進する形でまさき音頭を実行することにより、各連の皆様方にスポットが当たる上、観覧者も道路脇で身近に踊りを見ることができ、まさき町夏祭りのメインイベントとしてふさわしい、華やかになるものと大いに期待を抱いております次第でございます。

また、恋泉通りへのまさき音頭の会場の変更につきましては、松前町からまさき町夏祭り実行委員会事務局であります松前町商工会へ提案をさせていただきまして、合意を得た上で、連携して今現在検討を進めさせていただいております。

年度が変わりまして、予算を認めていただけましたら、令和4年度早々からは実行委員会におきまして、安全・安心を前提に具体的な運営方法について協議をしてまいりたいと考えております。

この新たなまさき町夏祭りの試みにつきましては、第5次松前町総合計画の基本政策の一つでもございます。活力あふれるにぎわいづくりの実現に大きな役割を果たすものと確

信しております。議員の皆様方におかれましては、趣旨を御理解いただきまして、何とぞ御理解を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤博徳） よろしいですか。

（14番伊賀上明治議員「終わります」の声あり）

岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） この件につきましてですが、その昔は義農公園から役場まで、ちょうど県道を使って踊りはやっておりました。それがやっぱり交通事情の関係からやめられて、公園というかグラウンドができたので、あちらでやるというようなことになってきております。

それで、今度の予算関係なんです、そういう円でやるんじゃなくて、流れでやるという踊り、これはやっぱり見てもきれいし、そして華やかに感じます。だから、恋泉通り、ここでやるということについては、これはやるのがよりいい結果を生むんじゃないかと思えます。

それと、この予算1,200、300万円ですが、町民から税収で払ってください、払ってくださいというだけではなくて、やはり何らかの形でのサービスというか、あるいは町から皆さんにこれを些少ですけども見て楽しんでくださいというような形でのものも必要ではないかと思えます。

それと、あと500万円追加された分について、その中で次年度あるいはこれから何年間も使えるものがあるのかどうか。それによっては当初予算500万円余り増えるけれども、令和5年度からはそれが減ってくるかということがあり得るのかどうか。そのあたりはどんなかということをお尋ねします。

○議長（加藤博徳） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部博憲） 失礼します。

計画の内容でございますが、計画の内容については今後詰めていく点もございます。議員さんのおっしゃる初年度に必要なもの、後年度には必要でないものということはきちんと分類いたしまして、現在利用できるものは利用し、無駄を省くなど精査してまいりたいとは考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） そうしますと、どれを次年度からも使える、あるいは使うという、そこまでの計画そのものは立ててないわけですね。あるいは、例えば電飾というのか、道路に提灯つける。これなんかは最初は買わないかんけれども、次年度からは使える。そうすると、その予算は次の年から減ってくる。そういうような1回で消耗してしまうものではなくて、長年使えるものについての、今度の予算決算の委員会の中ではそのあ

たりも提示していただいて、そしてこれが初年度は増えるけれども、次年度からこのあたりぐらいは減ってくるというようなところも出していただくということが必要ではないかと思しますので、一つの提案として申し添えておきます。

以上です。

○議長（加藤博徳） 質疑内容は何でしょうか。

（12番岡井馨一郎議員「だから、500万円がどれだけ減ってくるかについての、長く使える、その年で消耗してしまっただ目になる費用と、そして5年、10年使えるもの、例えば電飾とか提灯、そういうようなものは長く使えるはずですから、そういうようなものの振り分けをできるものはしておいてくださいということですよ」の声あり）

将来使えるものを今分けておりますかという質疑でしょうか。

（12番岡井馨一郎議員「分けて、今度予算決算委員会に出してくださいと」の声あり）

それは意見。

（12番岡井馨一郎議員「意見として」の声あり）

質疑じゃない。

（12番岡井馨一郎議員「質疑として、それをやってくださいと。意見ではあるけれども、質疑として投げかけておきますから、その答えを、もし今分かるようだったら、こういうようなものは長期で使います、こういうようなものはその時点で消費してしまうからということ。振り分けをひとつお願いします」の声あり）

金子産業課長。

○産業課長（金子裕之） 失礼いたします。

岡井議員さんからの質疑につきましては、全協でお示ししとる増額経費の内訳表があるかと思いますが、今回新たに恋泉通りに提灯をつけます。それなんかは、1回作りますと今後来年、再来年も継続して使えます。それと、通行止め看板も、まさき祭りなんかは看板をずっと1回使ったらそのまま日付を変えるとかそういう形で、再利用みたいな形しとりますので。

今言いました内容につきましては、皆さんが分かるように今度委員会で整理して、御回答させていただこうと思います。よろしく申し上げます。

○議長（加藤博徳） 岡井馨一郎議員。

○12番（岡井馨一郎議員） それじゃよろしく申し上げます。

○議長（加藤博徳） よろしいですか。

（12番岡井馨一郎議員「はい」の声あり）

ほかに質疑はございませんか。

西村元一議員。

関連して。

○2番（西村元一議員） ちょっとお尋ねするんですけど、道路は通行止めにすると思うんですけど、電車は止めるんですか。止めるん。止めん。

○議長（加藤博徳） 徳居副町長。

○副町長（徳居芳之） 電車は止められませんので、最終のゴールを、全協のときにも資料でお示ししたと思いますが、踏切の大分手前のところをゴールとしておりますので、安全確保に努めていきたいと考えております。

○議長（加藤博徳） 西村元一議員。

○2番（西村元一議員） 分かりました。

○議長（加藤博徳） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第15号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第16号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第16号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第17号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第17号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第18号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第18号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会に付託しました。

議案第19号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第19号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

議案第20号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

伊賀上明治議員。

○14番(伊賀上明治議員) 議案第20号について、何点か質疑させていただきます。

一般会計から繰入金3億3,500万円ほどになると思うんですが、その使い道はどうするのか1点。

繰入金はいつまで続くのか、増減の見込みは、2点目。

3点目、下水道事業計画、新規事業も含めて、縮小、見直しについてのお考えをお聞きしたいと。この3点。

○議長(加藤博徳) 中村上下水道課長。

○上下水道課長(中村慶彦) 失礼します。



繰入金 3 億3,500万円につきましてお答えをいたします。

繰入金 3 億3,500万円の用途といたしまして、社会資本整備のための経営に充てる負担金と維持管理や運営に要する費用の補填に充てる補助金として、繰入金として受け取っております。そのほとんどを地方債の償還金に充てておる現状があります。

2 点目の繰入金はいつまで続くのかという質疑とも関連するんですけれども、これまで昭和62年から管渠工事を行ってございまして、下水道の工事につきましては、その支払いのほとんどが地方債の借入金を充てておりますので、その償還がずっと続いておる現状がございます。そこで、この償還金にこの繰入金を充てている現状がありますので、繰入金については、まだその償還が終わるまで続くと考えられます。

続きまして、事業計画の縮小、見直しについてという質疑でございますが、現在分かっております内容につきまして、国からは、令和8年度までにつきましては交付金の配分を行うというように通達があります。8年度までにつきましては、公共下水道、生活のための必要なものでありますから、これをやめるというようなことはないと思いますので、公共下水道経営が持続可能な事業量につきまして、今後も事業推進を行ってまいりたいと思っておりますが、その後、令和8年度の後ににつきましての交付金の配分については、今の時点では不明でありますので、その時々状況等を確認をさせていただきまして、事業計画の見直しを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 伊賀上明治議員。

○14番（伊賀上明治議員） 課長はそのことしか答えはできんというのは、もう大体分かっておりました。町長から何かお考えがあれば、この際にお聞きしたいと思います。

（町長岡本 靖「ありません」の声あり）

ないようですが、ないのでしたら、私のほうから質疑いたします。

先ほど3億3,500万円ほどの中の大半が地方債という御回答やったと思うんですが、前にも私もこの席から質問したと思うんですが、莫大なお金を今まで下水道に使っているわけですよ。そこらも加味していただいて、早いこと結論を出していただきたい。令和8年で補助金が切られるということですから、私は令和8年まで続けて、その後は凍結をしていただきたい。これは私個人の議員としての発言です。そうしなくては、もう何もかもこの前に言いましたんで、大体議員さんも町民の皆さんも、下水道についてはどれぐらいのお金が使われて、今現在地方債が何ぼあるかというのも御存じやと思います。

ただ、町長に聞くと、インフラ整備の一環じゃというふうな御答弁をいただいたと思うんですが、私はインフラ整備のうちに入らんのやないのかなと。地域全体が、松前町全体にするんならインフラ整備ですけど、1つの地域だけが指定されとる。56号から向こうは計画に入っておらないんですよ。だから、松前町全体のことをインフラ整備というふう

私は認識しております。私は認識違いかもしれませんが。

ほやから、これは上下水道課の考えではあるけれど、やっぱりトップがある程度前向きな考えを示すことが一番大事ではないかなと思いますんで。今日は答弁ただけんそうなので、考えていただいて。松前町の財政の一番根本、年間3億円何ぼも繰り出しして、そのお金があったら、岡本町長ほかに予算何ぼでもつけられるでしょう。私はそれも考えとるんですよ。町長もあと二、三億円あったら、自分の思うとおりの予算が組めるんじゃないかなと思っております。

まあそこらも含めて、今日はこれで終わります。

○議長（加藤博徳） 質疑はどういうことですか。そういう考えはありますか、ないですかということに対して、町長は特に今答弁ありませんということだったんですが、それによろしいですか。

（14番伊賀上明浩議員「はい。答弁ないんで、あえて言わせていただいたというだけ」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第20号を所管の予算決算常任委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、本案は所管の予算決算常任委員会へ付託しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午後0時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 岡 井 馨 一 郎

松前町議会議員 伊 賀 上 明 治



3月7日（第2号）

令和4年松前町議会第1回定例会会議録

令和4年3月7日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 西村元一   | 3番 渡部恵美   | 4番 曾我部秀司  |
| 5番 影岡俊範   | 6番 田中周作   | 7番 住田英次   |
| 8番 稲田輝宏   | 9番 加藤博徳   | 10番 藤岡緑   |
| 11番 村井慶太郎 | 12番 岡井馨一郎 | 14番 伊賀上明治 |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 岡本靖  |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 足立一志 |
| 総務部長          | 大川康久 |
| 保健福祉部長        | 早瀬晴美 |
| 産業建設部長        | 渡部博憲 |
| 出納局長          | 横山眞史 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仙波晴樹 |
| 危機管理課長        | 友田秀樹 |
| 福祉課長          | 平村展章 |
| まちづくり課長       | 山田善仁 |
| 産業課長          | 金子裕之 |
| 学校教育課長        | 住田民章 |

社会教育課長           三 原 三千夫

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長           柏 原       正  
議会事務局書記        德 本 敏 子

令和4年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.2

令和4年3月7日(月)

午前9時30分

開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(提出順位)



○議長（加藤博徳） 本日は、新型コロナウイルス対応のために、一般質問の中で質問の方が替わられるたびに理事者も交代しますので、その都度暫時休憩を取らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

午前9時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

2番西村元一議員、3番渡部恵美議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（加藤博徳） 日程第2、一般質問を行います。

質問者の順位は、通告書の提出順位により行います。

一般質問は、通告書で示された件名ごとに質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

11番村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行いたいと思います。

今回の一般質問は、教育についてお聞きしたいと思います。

まず初めに、なぜ教育について質問しようかと考えたのかというところからちょっとお話ししたいと思います。

それは、町長が考え抜いた義農大賞、これ9月議会においても12月議会の追加議案においても一部の議員さんから反対意見が出る。こんなこと自体が、私にとってはもう全然理解ができない。

そこで、何でなんやろうかと、どうしてなんやろうかとかこう考えたときに、地域性や教える教師、またいろんな環境、親によっても教育の違いがあるのではないかと考え、本町が教育の町宣言をしていますので、ちょっと自分なりにその当時の事柄などをひもといてみました。

振り返ること57年前の昭和38年、当時の資料を読んでいたら松前の先人のその当時の熱い思いを感じ取れました。胸がちょっと熱くなり、と同時に今の我々は何をしているんだと、義農大賞の賛否、賛成、反対と言ってる場合じゃないのではないかと、もっと違う観点から物事を見るべきだとそう思いました。

今の私たちは、義農大賞の賛否を一時の感情や雰囲気にもまれ、松前町議会の一丁目一番地的に考えてることがすばらしい先人に対し恥ずかしく思いました。それなので、今回の質問をすることとしました。

通告書にもございますように、まず最初に私は教育委員会のことや文科省のことを全然分かりません。分からないからこそちょっとお聞きします。年末の町政懇談会において、義務教育での飛び級はできないのかとの質問を受けましたので、それを少し掘り下げて聞いてみたいと思います。

去年から小中学生全員にタブレット配付をしていただいておりますが、近年はデジタル化し、また保護者の方の子どもに対する教育熱も上がっています。ある一部の保護者によっては、何々小学校のほうが教育がいい、だから住所を変えてでもその地域の教育を受けたいとか、ママ友の情報などもかなり横のつながりもしっかりしていて情報交換も盛んになっているようです。

そこでお聞きします。

教育の町宣言をしている本町独自の浮きこぼれ問題解消のため、飛び級制度の制定などはできないのかというのが最初の質問です。

次の質問ですが、この質問は浮きこぼれの反対で授業で学習についていけない子ども、いわゆる学業不振支援、これについてお聞きしたいと思います。

今までの教育の中で、日本では4月生まれから3月生まれで1学年とされていますが、特に低学年の4月生まれと3月生まれでは体力的にも精神的、知能的にも多くの開きがあるように思います。授業についていけない子どもを放っておくのではなく、教育の町宣言をしている本町独自で、補習などで飛び級と逆の考えで1学年または2学年下げて基本からしっかり学ばせ、基礎が分かれば授業にも少しついていけるようになるのではないかと考え、教育の底上げをしていただきたいので、そこもお伺いします。

次に、最後の3問目ですが、今、紙ベースで、児童みんな楽しみでランドセルも買って、また新学期も始まるんで買って、それに本なんか教科書なんかを入れて帰るんですけど、毎日この小学生、小学校の低学年、この児童にとって毎日その教科書を持って行き帰りするのは体力的にもかなり厳しいところがあると思います。

児童生徒に1人1台のタブレットを配付しているので、重い紙の教科書に代えてデジタル教科書、これを導入したらそういう体力的なことも考えなくていいんで、今後そのデジタル教科書を導入する考えはないのかお聞きします。

最初の質問は以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

足立教育長。

○教育長（足立一志） まず最初に、飛び級制度についてお答えいたします。

浮きこぼれとは、学校において高い学力や能力、学習意欲を持つ優秀な児童生徒が、通常の授業内容に物足りなさや疎外感を持つという状態、またはそのような状況にある児童生徒のことであると捉えています。

町内の小中学校においても、高い学力や能力、学習意欲を持つ優秀な児童生徒がおり、その中には日頃の授業や学習活動に物足りなさを感じている者もいると思われます。

議員御指摘の飛び級制度については、小中学校の義務教育においては、学校教育法の規定により学齢と収容年齢が定められているため、本町独自で飛び級、飛び入学制度を導入することはできません。

また、各学年で学習指導要領により学習内容が決められているため、一部の優秀な児童生徒を対象に学習の内容を進めていくことは、教員の人材確保や子どもの負担が増えることなどから難しい状況です。

高い学力や能力、学習意欲を持ち、日頃の授業や学習活動に物足りなさを感じている優秀な児童生徒に対しては、その力が発揮できるよう、習熟度に応じた課題を提供したり学習活動の中核となって活動できる場をつくったりすることでやりがいを感じさせることができるよう指導を進めていきたいと思えます。

授業についていけない子どもへの学習支援についてお答えします。

先ほどの御質問にありました浮きこぼれへの問題とともに、授業についていけない子どもについての問題もあり、学力の二極化とも言われています。

また、議員御指摘のように、小学校低学年においては4月生まれと翌年3月生まれの子どもの中で体力や学力に開きが現れることもあり、学校では配慮をしながら指導しています。

子どもたちの学力格差を解消するため、小中学校では学級を複数の教員で指導するティームティーチングや、学級を分けて少ない人数で授業を行う少人数指導の授業を取り入れています。

今後、GIGAスクール構想を進めていくことは学力の格差解消の手段になると考えています。来年度本格運用が始まるえひめICT学習支援システムでは、テストやドリル等を各自のタブレットで実施し、採点や分析を即時に行うことができます。これにより、教員や児童生徒が得意分野、不得意分野を早期に把握できるため、一人一人に応じた問題等の提供を行うことができるようになります。

これまでの学校での実践とICTとを適切に組み合わせながら、個別最適な学びを進めたいと考えています。

また、議員御指摘の基礎からの学び直しについては、文部科学省が学習指導員等の配置事業として示しているように、教員OBなど地域の人材や将来子どもに関わる職業を目指す大学生を活用しての授業支援や学習相談を実施することができないか研究を進めていき

たいと思います。

デジタル教科書導入についてお答えします。

国では、学校教育の質をより高めていくことを目的として、デジタル教科書の効果的な活用について実証事業を進めています。

松前町においても、今年度は小中学校各1校が参加し、来年度は小学校5、6年生、中学校全学年が参加する予定です。

デジタル教科書のメリットは、議員御指摘のとおり、教科書の持ち運びの負担軽減のほか、拡大表示や音声読み上げ機能、書き込みや消去等が容易なことがあります。特に小学校においては、登下校における負担軽減を図ることができます。

現在実施されている実証事業では、紙の教科書とデジタル教科書の両方を使用しています。

学校からの意見として、デジタル教科書のメリットは文字や図、写真を拡大できて見やすい、動画もあり興味が高まる、音声読み上げ機能により読み書きの困難な児童生徒への対応ができやすいなどが挙げられました。

一方、立ち上げに時間がかかる、タブレット画面が小さくページ全体を一度に見ることができないなどのデメリットも指摘されています。

また、子どもの教科書持ち帰りの負担軽減を考え、紙の教科書をスキャンしてタブレットに取り込み利用する方法もありますが、教科書の著作権や運用について検討する必要があることから、安易に学校一律で行うのは難しいと考えています。

デジタル教科書の導入については、今後実証事業により把握された課題や国の動向を見ながら対応を検討していきたいと思います。

なお、教科書の持ち運びによる児童生徒の負担軽減については、現在も可能な教科書等は学校に置いておくこともできるようにしていますが、さらに弾力的な対応ができるよう学校に指導してまいります。

**○議長（加藤博徳）** 村井慶太郎議員。

**○11番（村井慶太郎議員）** どうも丁寧な答弁ありがとうございました。

今回初めて教育長とこういうような議会でお話しするんですけど、この間はちょっと表で立ち話もさせていただいたんですけど、僕はこれからデジタル時代で世の中どんどん加速して早くなっていくと思うんです。僕、教育委員会とかそんなんあんまり知らんのやけど、細かいことも知らんのやけど、せっかくデジタルでこれになっとんじゃけん、タブレット、やっぱりこのデジタル教科書というのを国の動向ということで教育長はおっしゃいましたが、僕が今思うんは松前町が教育の町宣言しとんで、独自でどこまでいけるか知らんです、細かいことは分からんけど、僕が思うんは教育もやけど、この松前町民が自分のこの松前町を誇れるんは、よそにないことをしよるんよ、うちはこんなことしよんじゃと

いうんで誇れるまちづくりになると思うんよ。

ちょっと話ずれるけど、このジチタイワークスいうんを今回初めてもろて、これ明石市の泉市長なんかも、ちょっとこっちは予算なんかもあるんで、今回の質問とは関係ないけど、やっぱりそういうのをすると町民、住民が、うちらは松前はこんなんしよんよと、あんたらと言うたら悪いけど、よそとは違うんよというんが誇りになると思うんよ。そういうようなことで今回質問させてもらいよんやけど、教科書は今後ということで、一番長いんは松前町でいうたら塩屋から岡田小学校かね、これ1年生がランドセル背負て教科書持って、かなりの距離がある思うんやけど、やっぱりそういうようなところも配慮してはよやっていたきたいなというところと。

それと、浮きこぼれ、飛び級制度、これについてなかなか難しいということなんですけど、これは仮です、仮に小学校3年生で体格が4、5年生と同等で運動神経が物すごいすばらしいとか、学習意欲が非常に高く塾にも通っていて高い学力を持っている子がいたとします。その子を、学籍ですよ、飛び級やないんです、学籍は3年生そのまま4、5年生の授業に参加する、こういうことは町独自でできるんですかできるのですか、ちょっとお答え願いたいんですけど。

○議長（加藤博徳） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 学習内容は、先ほど言いましたように学習指導要領で定められておりますけれども、もう終わったので先の学年のことを勉強したいという希望があれば個別には対応は可能かもしれませんが、学年を進めることは難しいとは思いますが。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） 学年を進めるんじゃないんですよ。もう一回言います。学籍は3年生のままで、言うたら算数ができるんよ、もうわし3年生なんかだるいし先生の言うこと聞きよっても、わし全部できるのにみたいな子は個別に、ほたらおまえちょっと4年生の授業に参加してみるかというんで、そういうふうなを松前町で導入していただきたいのよ。

言うたら体育、体育に関したって体格は4、5年生で、もう全然小学校わし3年生でもう6年生ぐらいの、言うたら短距離や走り幅跳び、そんな体力もあるんやというふうなことやったら、3年生でそんなことせんと学籍は3年生、おまえ3年生ぞと、ほやけどおまえは特別にすごいけん5年生の授業に参加するみたいなんが松前町でしていただくと、教育の町宣言しとるけん松前はこんなんぞというて誇らしく思うと思うんよ。そこら小っちゃい、僕も内容は知らんけど、法的なこと知らんけど、松前町で独自にしてくださいと嬉しいんやけど、ちょっともう一遍、教育長、答弁構んですか。

○議長（加藤博徳） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 学習内容につきましては、先ほど言いましたように1年間の過程

が終わって、まだ時間とか能力等に余裕がある場合には、先ほど言いました個別で教員が当たって、希望があればレベルの高い内容とか学年を超えた内容の先での指導は可能だとは思いますが。ただ、授業を他の学年まで行くということは、今の制定上は難しいと考えております。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） ちょっとしつこいようなんやけど、ちょっと教育長、ここに参考資料があるんでちょっと読ませてもらいます。

学籍の変動がないまま実質的に上の学年で授業が行われるという運用がなされている場合もある、例えば、これ学校名を言うてええんかいね、ここ書いとるけんええかな、江戸川学園取手中学校では成績優秀者は特定教科のみ飛び級をして、在籍学年はそのままで1年上の学年で授業を受けることができる、このような例やけど、多分一部日本でも珍しいと思うんやけど、そういうようなことを松前町でしていただきたい。

ほな、僕らも一町民として松前町はおまえこんなんしよんぞというんをよその人にも言えて、ちょっと誇らしげに思うて、町長がいつつも言う住んでよかった、生まれてよかった、松前町こんなんぞというてよそに誇れるような教育のそんな、していただきたいなと僕は思うて、ちょっとしつこく言わせてもらうんやけど、よかったら答弁お願いします。

○議長（加藤博徳） 足立教育長。

○教育長（足立一志） 今議員御指摘の、学年を超えての一部の教科での授業というのがありますけども、公立学校でそれが可能なかどうかということももう少し研究をしないといけないんですが、松前町としては、先ほどの答弁にも申し上げましたように、できるだけ学力の格差、できる優秀な子ども、それからしんどい子どもも含めて学力の格差解消のために、先ほど申し上げました文科省がやっている学習指導員の採用と、できるだけ松前町の特徴を生かした対応が、能力差に応じた学習指導ができるような機会を設けていきたいことは積極的に考えたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） あんまりあれ言うても、僕はこの間教育長とお話しすることがあって、卒業された児童なんかもしっかり向き合ってくれて、ああ、熱い先生、今教育長やけど、ああ、熱い教育長やなあと思うて感心して、ほで今回もこんなことができるかできんかは分からんけど、これは僕の一考えで、できるんやったら、熱い教育長やけえどうにかしてくれるんかなあということで投げかけさせていただきました。

それと次に、授業についていけない子ども、これについて教育長とも立ち話したんやけど、ボランティアで大学生の教育学部か何かの子に来てほしいんじゃということで、そこで、ああ、ええ考えやなあと思うたんやけど、ボランティアというんじゃなくって、今働

き方改革とかそんなもあるんで、それはもうお金がかからんボランティアがええんやけど、やっぱし幾らかお支払いして、働く場も設けて教育もしてもらおうというようなことでお互いがウィン・ウィンかなと。ボランティアでもええんやけど、一概にボランティアボランティアというんもあれやけえ、幾らかお支払いして週に何回か来ていただいてそういう授業を、ただ年も近いし先生に言えんようなことでも大学のお姉さんやお兄さんには、わしここ分らんのかなとか多分言うていただくんで、そこの費用、今回は費用はついてないんやけど、費用についても何ぼか費用弁償というんをしていただいて、ほで学生の援助を求めるといなんはどんなですか、教育長。

○議長（加藤博徳） 足立教育長。

○教育長（足立一志） これも先ほどの答弁で少し申し上げましたけれども、文部科学省が学習指導員という制度を授業支援、それから放課後、長期休業中等の学習支援で学習指導員の制度をつくっているようでございます。ちょっとまだ研究不足で十分見れてはいないんですけども、その内容が地域の教員OBとか大学生、特に教員を目指すような大学生の活用ということを取り上げておりますので、この事業等を研究しまして、補助面もあると思いますので、またそれは協議をしながら進めていきたいと思っております。

○議長（加藤博徳） 村井慶太郎議員。

○11番（村井慶太郎議員） ぜひ、僕は中学校のときの先生が松山におられて、何年か前に同窓会したときにその先生に来てもらうたんやけど、もう70何ぼやったんかな、今でもわし行きよんぞというて。学校から言われて、もう校長先生しよったんやけど、その人も学校にそういう支援に行きよんじゃというて、松山市ではもう何年も前にそんなもしていただいとんで、松前町も先先行ってほしいなというところと。

話それるんやけど、明石市なんかは子どもに対して、子どもにお金を入れるんは投資なんやと、未来への投資やということで惜しみなくばんばんやってくれよんが、見本になるんかどうか分らんですけど、明石市、人口も増えて子どもの出生率も増えたりしよる、自治体ではちょっと注目されるとこかなあと思うんやけど、そこらも勉強というかしていただいて、松前町、本当に住んでよかったと、松前やけん、わしはこうやってみんなに誇れるんやというようなまちづくりをしていって、子どものことからまちづくりをしていただきたいなと。

それと、最後になりますが、今回教育のある一部について質問させていただきましたが、国の教育再生実行会議の資料によりますと世界的に日本の教育投資、世界で見ると国や地方公共団体が教育へ支出する割合が少なく、特に幼稚園や大学では国際的に私費の負担が高いというような資料があります。

松前町には似つかわんのやけど、アメリカなどでは先ほどの飛び級制度やほかの制度も充実していますし、質の高い幼児教育の費用対効果は3.9から6.8倍になるという検証結果

もあります。松前はあれやけど、高等教育への私的教育投資は投資額の約2.4倍の便益をもたらす効果があるとの試算もあります。

松前町は教育の町を宣言していますが、非常に教育に対する投資が私は少なく感じます。教育へ投資をすることは、少子化の克服、ひいては未来への投資につながると信じています。

教育の町ここにあり、明石市じゃないけど、松前町、教育の町ここにあるんやと全国に発信できるまちづくりを、ぜひ未来の松前町のために必要な予算や政策を検討していただけたらと思います。

最後にこんなことを言わせてもろうて、これで一般質問を終わります。ぜひよろしくお願ひします。

○議長（加藤博徳） 答弁は要りませんか。

（11番村井慶太郎議員「要りません」の声あり）

村井慶太郎議員の一般質問を終わります。

ここで質問席の整備と理事者の交代をいたしますので、その場で暫時休憩をいたします。

午前10時1分 休憩

午前10時3分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

7番住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 7番住田英次、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問形式は全て一問一答の形式で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、3件の質問のうち最初の質問をいたします。

初めに、当町の自然環境への取組についてということで、松前町国体記念ホッケー公園のホッケー場の人工芝についてお尋ねします。

本年4月には、プラスチックごみの削減とリサイクルの促進を目的とした新法であるプラスチック資源循環促進法が施行予定となるなど、ごみ問題への対応はますます厳しくなっています。

そのような中、特に耳にするのがマイクロプラスチックと言われる一般的には5ミリ以下の小片に細分化された微小なプラスチック粒子による環境への深刻な影響であります。

この原因は、ポイ捨てによるごみなども一つの原因であると言われてはいますが、環境ベンチャー企業の調査などによりますと、最も大きな要因として挙げられているのがちぎれた人工芝によるもので、全体の約23%にもなるという調査結果も出ています。

このようなプラスチックは、自然環境に放出されますとほぼ回収は不可能だと言われ、



これによる環境への問題の筆頭には海洋生物の生態系の破壊が挙げられています。このような問題提起を受け、一部の自治体では既に民間の企業と人工芝からのマイクロプラスチックの流出や飛散の防止への対策に乗り出しています。

当町の国体記念ホッケー公園ホッケー場はそのような対策はできているのか、対策ができていないのであれば今後の対応をお聞きいたします。

以上、1件目の質問とさせていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 失礼いたします。

松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場の人工芝による環境への影響についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、現在世界的にプラスチック消費量が増加していることから、海洋へのプラスチックごみ流出が深刻化し、海の生態系を壊す原因となっております。

国内の河川や港湾のマイクロプラスチックによる汚染状況については、海洋プラスチック問題を扱う民間の団体が調査を実施しており、令和2年9月発表の調査結果資料によりますと、関東圏を中心とした人工芝を設置している施設のうちスポーツを用途としている施設の85%で人工芝の流出を確認し、水路や下水道等を通じて河川や港湾へ流出していると考察されております。

また、同団体の令和3年3月発表の調査結果資料では、採取したマイクロプラスチック全体量のうち、人工芝の破片が質量比で全体の23.4%を占めているとされました。

さらに、人工芝は大きく分けてテニスコート、サッカー場、ホッケー場などのスポーツ施設で使用されている押出成型人工芝と、玄関マットやゴルフ練習場などで使用されている射出成型人工芝があり、確認された人工芝の破片を質量比で見ると、押出成型人工芝が16%、射出成型人工芝が83%を占めたとされております。

つまり、流出しているマイクロプラスチック全体に占めるスポーツ施設で使用されている人工芝の破片の割合は、質量比で3.7%ということになります。

松前町国体記念ホッケー公園ホッケー場は、平成28年度に供用開始されてから年数もまだ浅く状態もよいため、人工芝の破片の流出量は少ないと考えます。

しかし、環境問題への配慮が必要であると考え、人工芝の破片が河川に流出することを防ぐため、雨水が河川に流れ出る最終の集水ますに目の細かい網を設置し、効果は明らかではありませんが流出対策を講じています。

また、定期的集じん機を用いてピッチのごみや人工芝破片の吸い取りなどを行い、流出、飛散防止に努めています。

現在環境省においては、マイクロプラスチックの発生抑制、流出抑制または改修に資す

る日本企業等の取組や技術をグッドプラクティス集として紹介しており、この中でスポーツ施設に係る人工芝対策について、人工芝製造企業がマイクロプラスチックの流出や飛散防止のための実証実験を開始し、その結果の公開やバリア資材及びメンテナンス手法の情報を施設管理者へ提供するなど、問題解決に向けて取組を始めていることが紹介されております。

今後、人工芝製造企業から提供される情報や実証実験の結果に注視し、マイクロプラスチックの流出や飛散の抑制に有効な対策が確立された段階で、ホッケー場における対策を検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 答弁ありがとうございます。

今答弁の中で、耐用年数がといたしますか、まだ新しいというようなことであまり出ていないんじゃないかと、マイクロプラスチックがです。この辺、あと更新時期というのは大体どれぐらいを目安に考えられとるか、もし分かっていたらお聞きします。

○議長（加藤博徳） 三原社会教育課長。

○社会教育課長（三原三千夫） 人工芝の耐用年数は、一応15年ということになっております。次回の張り替えの際には、環境負荷を与えないような素材等が開発されているようであれば、そういったものを採用する方向で考えていきたいと思っております。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 例として西宮市あたりは、そういう製造してる業者とタイアップしていろいろと今後の対策に努めておるようなことも出ておりました。

環境問題は、やっぱり自治体が率先して取り組んでいかないといけない問題だと思いますので、また更新時期の前にはいろいろと研究していただいて、そのあたり対応していただけたらと思います。

それでは次に、2つ目の質問に移らせていただきます。

公共施設の維持管理ということで、松前ひまわり保育所の土地について買取りのお考えはないかお尋ねします。

2017年に老朽化や津波の対策として現在の場所に松前保育所と宗意原保育所が移転し、新たに松前ひまわり保育所ということで開園し、現在に至っています。

私が議員になったときにはその計画は既に決まっております、落成の日を待つだけということでありました。

最近、このひまわり保育所の前を通りますと、西側では土木工事が行われており、掲示されている開発行為の看板には宅地として分譲するという内容でありました。

現在の松前ひまわり保育所の土地は、地主との賃貸借であると聞いていますが、この機

会に町として地主との借地の買取りの交渉をしてはどうかと考えます。

この西側の土地の開発の動きを見ますと、当時とは社会情勢も変わり、地主もこの土地の所有についての考え方も変わってきている可能性もあると想像します。事業用定期借地権の土地活用など、借地契約も昔と比べて双方が安心して契約がしやすくなり、当時の保育所の建設を進める手段としては一つの選択肢ではあったと考えます。

また、町としても固定資産税はこれまでと同様に徴収できるということで、一部については借地料との相殺ということも考えたと想像します。

いずれにしても、現在の松前ひまわり保育所の場所は、通園する利用者が特に問題もなく利用しているのであれば、この施設を将来にわたって安定して維持、活用していくためにも、この機会に土地の買取りの交渉をしてはと考えますが、町のお考えをお聞きします。

以上、2件目の質問とさせていただきます。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

平村福祉課長。

**○福祉課長（平村展章）** 松前ひまわり保育所の土地の買取りについてお答えいたします。

松前ひまわり保育所は、松前、宗意原、両保育所の老朽化が著しかったため、保育環境の改善と保育サービスの充実を図るべく両保育所を統合して整備し、平成29年10月1日に開所しました。

松前ひまわり保育所の土地に関しては、開所日から令和29年9月末日まで30年間の事業用定期借地権設定契約を締結しており、賃料は月額45万円です。この土地に係る固定資産税の収入が約130万円ありますので、賃料の実質負担額は年間約410万円、30年間で約1億2,300万円です。

議員御指摘の土地の購入については、路線価等から想定すると購入価格は少なくとも2億円を超えることが見込まれ、町が土地を購入するよりも借受けするほうが財政的に有利であること、また今後、少子化の進展による就学前児童数の減少や子育て世代の保育ニーズ等を踏まえた保育環境の整備に柔軟に対応していく必要があることから、この土地を購入する考えはございません。

以上です。

**○議長（加藤博徳）** 住田英次議員。

**○7番（住田英次議員）** 再質問で今の契約内容をお聞きしようかと思ったんですけど、課長のほうから詳しい説明がありましたので、一般の住宅でも賃貸借で、都会なんかを見ても、取得するというような形も今の時代にはあるようなので、そこらを踏まえての今のお考えじゃと思います。

確かに30年間たてばいろんな状況が変わる、今少子化の問題もちょっと言われましたけど、私のこれは個人的な感覚ですけど、やはり行政が持つ施設としては賃貸借というよりはやっぱり買い取って安定して維持していただけたらというのがあるんですが、そこらを踏まえての質問にはなりません。

今の答弁を考えると、それも一つの考え方かなというのがありますので、この件については以上で終わります。

すいません。それでは、最後に3件目の質問として、中小河川の維持管理についてということで、町内の中小河川の維持管理状況についてお尋ねします。

県や市町村などの自治体が管理している川は中小河川といわれ、その多くはハザードマップに被害想定が載っていません。そして、一級河川と比べて川幅も狭いため、集中豪雨時には一気に水位が上がるという危険があります。また、中小河川は日本の川全体の9割を占めるといわれ、残りの1割が一級河川であるといわれています。

このように、中小河川は数が多いため、自治体の監視が十分に行き届かなくなっているのが今の実態だといわれています。

現在、地球温暖化により川幅の狭い中小河川はますます氾濫する危険性が高まっていますが、今回特に市街化区域内にある中小河川について、次の3つの点について当町の現状並びにお考えについてお聞きいたします。

①として、町内の中小河川について行政の管理の状況はどのようになっているのか。例えば、台帳のようなものは整理されているのか、また定期的な見回りなどは実施されているのか。

②として、水の流れを妨げるもの、例えば川の中の草や泥などの除去について現在の対応状況は。

③として、除草作業は民間業者に委託するのが主であると想像いたしますが、十分にできない理由として予算の不足や職員の減少があると聞きます。そのような中、一つの手法として地域住民やボランティアに委託するアドプト制度を活用して成果を上げている自治体もあると聞いていますが、町の考えをお聞きいたします。

以上、3件目の質問とさせていただきます。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 中小河川の維持管理についてお答えします。

町内を流れる中小河川は、愛媛県が管理する二級河川の国近川水系国近川、大井手川及び神寄川、長尾谷川水系長尾谷川並びに大谷川水系大谷川の5河川と、町が管理する準用河川の長尾谷川水系ダングラ川及び小斎院川並びに大井手川水系恵久美川の3河川、合わせて8河川あります。

そのうち、本町の市街化区域を流れる中小河川は、二級河川長尾谷川と準用河川ダングラ川になります。

河川管理者は、河川法により、管理する河川の河川現況台帳を調製、保管することとされていますが、町では町管理の準用河川について、認識不足により河川現況台帳を調製できていません。この点については、早急に取り組みたいと考えています。

また、河川の見回りについては、県、町ともに管理する河川の定期的な監視を行っているほか、出水期前後の河川パトロールを実施するなど河川の状況把握に努めており、川の流れを阻害している河道内の樹木や堆積土砂を発見した場合には、河床掘削工事等を必要に応じて実施しています。

さらに町では、二級河川長尾谷川河口部に設置されている夫婦水門の管理を県から委託されており、確実な水門操作を行うことで満潮時の海水の流入を防いでいます。

これらの維持管理に加え、近年激甚化、頻発化する豪雨による水害リスクの増大に備えて、県、市町などの関係者が参画する大規模氾濫に関する減災対策協議会において、二級河川の水系について昨年12月に中予圏域治水対策連携強化プロジェクトを策定し、流域内の関係者が多様な対策を講じることで浸水被害の軽減を図ることとしています。

次に、アドプト制度を活用した河川の除草についてお答えします。

アドプト制度とは、本来行政が管理すべき公共施設等を、住民や民間企業が自発的なボランティアで維持管理を行うもので、行政にとっては公共施設の維持管理経費の削減が図られるとともに、地域住民にとっては地域社会における活動機会の拡大や住民意識の向上につながります。

国及び県では、この制度を活用した公共土木施設愛護事業を実施しており、河川、海岸、道路の一定区間の清掃美化活動を自発的に行っていただくボランティア団体を愛護サポーターとして募集しています。

町内の二級河川でも、愛リバー・サポーターとして国近川水系で3団体、長尾谷川水系で2団体の計5団体が登録されており、町では愛リバー・サポーターを支援するため、除草作業の際に収集したごみや除草等の回収、処分を行っています。

なお、町が管理する準用河川については、土の堤防がなく除草する区間も短いため、ボランティアの募集はなじまないと考え、導入の予定はありません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） 答弁ありがとうございます。

まず、①の河川の台帳の整備状況ですかね、これでいろいろ川の名前も出たんですけど、いわゆるちょっと私も名称が分からんですけど、もう一つ小さい川ですかね、そこの台帳の整備といいますか、そういう義務的な部分は行政側にはないんですか。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 河川現況台帳については、台帳整備を河川法で義務づけられているのは一級河川及び二級河川と準用河川の3つの河川になりますので、それ以下の河川法が適用されない河川については、台帳整備の必要性はございません。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員。

○7番（住田英次議員） ありがとうございます。

それと、ごめんなさい、ちょっと私2番の答弁がいまいち分からなかった。もう一回、もしよかったら草や泥などの除去への対応状況ですか、ここらもう一回お聞きできますか。すいません。

○議長（加藤博徳） 山田まちづくり課長。

○まちづくり課長（山田善仁） 河川の見回りについては、県、町ともに管理する河川の定期的な監視を行っているほか、出水期前後の河川パトロールを実施するなど河川の状況把握に努めており、川の流れを阻害している河道内の樹木や堆積土砂を発見した場合には、河床掘削工事等を必要に応じて実施しています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 住田議員、よろしいですか。

住田英次議員。

○7番（住田英次議員） すいません。

アドプト制度も、調べよりますと割合高齢化とか俗に言う幽霊部員的なところも出てきている、行政といいますか自治体によってはそういうことがあるようです。

私はやっぱり、今道路、川、そういうインフラに住民の方にももう少し関心を持っていただいて、結局全て行政任せということではなくて、やはり自分たちが利用するものは自分たちである程度目配り、気配りをして、それを結果的にお願いするのは行政のほうに行くようなことになろうかとは思いますが、そういう意味も含めてこの辺りを取り組んでいただくようなお考えがあったらいいなと思って質問させていただきました。

それでは、以上で私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございます。

○議長（加藤博徳） 住田英次議員の一般質問を終わります。

10時45分まで休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

10番藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） ただいま議長から発言のお許しをいただきました10番藤岡緑で

ございます。

私の一般質問を始めたいと思います。

まず初めに、地域の防災力強化についてということで、今後大きな災害に遭遇した際に、公助としてしっかり機能できるように自主防災会の組織としての全体的な見直しも必要ではないかというような観点から、町内24地区にある自主防災会が立ち上がってもう既に10年以上になります。

立ち上げ当初には、町から防災機材や備品など35万円相当の物品が渡され、まずは活動開始のためのハード面の充実がなされました。その後の保管、管理、使用の状況は、各防災会によって違いもあります。活動自体も、毎年誕生する地区組織の防災士さんたちと連携しているところや全くつながっていなかったり、ソフト面においてもいろいろ違っておられます。有事の際、すなわち災害時において実践力として機能するのかどうか、組織として見直しが必要ではないでしょうか。

今現在、町内の防災士は男性137名、女性48名の185名が登録されていると聞きます。果たして、防災訓練や研修、日々の活動にどのぐらい関わり、自主防災会の組織としての活動にどのぐらいの役割分担されているのか、町として把握されているのでしょうか。毎年、町や県からの補助金を出して生み出している防災士の数を増やすだけでは、費用対効果からいってももったいない話ではないでしょうか。

町内でも地域差はあると思いますが、防災力アップのため全体的底上げを目指し、コロナ禍の今だからこそできる調査とか働きかけを期待いたします。

これらについて、まず町の考えをお聞かせください。

**○議長（加藤博徳）** 理事者の答弁を求めます。

友田危機管理課長。

**○危機管理課長（友田秀樹）** 地域の防災力強化についてお答えします。

自主防災組織は、災害対策基本法において住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として規定され、自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき、自助、共助の考え方のもと、災害による被害を予防、軽減するための活動を自主的に行う組織です。

松前町では、平成16年度から各地域へ組織づくりの働きかけを行い、組織の重要性の普及啓発や組織づくりの方法、その後の運営方法などの説明を行うとともに、県の補助事業を活用して防災用の資機材を購入し、結成された自主防災組織に貸与しています。現在、松前町23地区全てで自主防災組織が結成されています。

また、平成23年度には、町内の自主防災組織同士の連携や情報交換を行うことを目的として、松前町全地区の自主防災組織で構成する松前町自主防災会連合会が設立され、総会や研修会などを通じて防災に関する情報提供や知識の普及啓発の促進に努めています。

自主防災組織は、住民自身が自発的、自主的に組織して活動する団体であるため、それぞれの地域特性に合った組織運営や活動をそれぞれの自主防災組織で実施し、防災力の向上を図っていただきたいと思います。

そのために必要なフォローアップとして、町では自主防災会連合会や各地域の防災士に対して、図上訓練、ワークショップなどの研修や専門家を招いての講演などを行うほか、町職員を地域の出前講座や防災訓練へ派遣しています。

そのほか、地域防災の要となる防災士育成のための養成講座の受講費用を全額負担する助成事業を実施しています。

養成講座により資格を取得した防災士の方には、知識、経験を生かして地域の防災訓練の立案、指導を行うなど、自主防災会と連携し住民の災害対応能力の向上を図っていただくことを期待しています。

町が実施しているこれらの事業については、新型コロナウイルス感染症がまん延して以降、十分な取組ができていませんが、今後自主防災組織への働きかけとして、これらの町が取り組んでいる事業について、広報やホームページなどを通じて積極的に周知を図ってまいります。各地域の自主防災組織の皆様にもぜひ御活用いただき、継続した組織の活性化を図っていただきたいと思います。

なお、現在各自主防災組織へ貸与している資機材については、現況調査を行い、今後の自主防災組織活動に必要な資機材については更新を検討したいと考えています。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） その後、いろいろとフォローアップをしていただいていることは重々聞いておりますが、それが実質面で十分機能しているかどうかについてという点におきまして、私自分が所属しております自主防災会の愛媛県支部のところでこの前も話合いが出たときに、だから松前町だけじゃないんです、ほかの自治体でもこういうことの、ああいった防災士と組織との十分な連携ができていないことによって、せっかくの防災士、あるいは組織が十分機能してないというようなお話が出ておりました。それをまた支部の中で、特に実際に災害があった東予とか南予についてはかなり進んでいるようなんですが、幸いなことに中予はあんまり大きな災害がなかったものですから、なかなか十分にその辺の連携ができてないのではないかと。

ですから、そういったあたりをもう少し先進事例であるようなところとの研究をさらに進めていただいて、特に私はハザードマップ作りとか避難所運営なんかについては地域性が非常に突出して大事なことになりますので、そこの地域の防災士さんとかそういったところとうまく連携すると、さらにいいものができていくのではないかなというふうに思いますので、そこらあたりを強めていただけたら。



また、今マイ・タイムラインの作成なんかも言われております。そうすると、まさに地域性というものが出てくると思いますので、防災士自身と、それからまた組織との連携ということを強めていただくことによって全体の防災力の強化につながっていくのではないかなというふうに思いますので、この私の考え、もし何かさらにお考えがあるようでしたら答弁いただけたらと思うんですが。

○議長（加藤博徳） 友田危機管理課長。

○危機管理課長（友田秀樹） 御指摘いただきましたそれらの取組、自主防災会連合会、あるいは町のほうからそれぞれ自発的に出向いて各地域の訓練、それから避難所運営訓練、図上訓練、それぞれお声かけいただいて職員のほうを派遣いたしまして一緒に勉強させていただいたり、あるいは気づいた点があれば御意見させていただいたり、させていただいておりますので、またぜひ御活用いただけたらと思います。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） その方向性で私もぜひお願いしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番目の学校教育現場の支援についてというところで、国の学校支援員の配置補助の方針に対する町の考えはということに質問を進めていきたいと思っております。

国の学校支援員配置補助の方針に対する町の考えをお聞きしたいと思っております。

今年1月末の愛媛新聞の記事によると、国の方針として学校の働き方改革に積極的に取り組む自治体に対して重点的にサポートしていくという考え方が示されたと出ていました。逆に、取組が不十分だとみなされた場合は補助金額が減少する可能性もありとのこと、学校支援員配置補助に傾斜配分していくという方針が出されたこととなります。

つまり、多忙な学校現場での教員の事務作業や部活動指導に、人的支援として学校支援員、いわゆるスクール・サポート・スタッフとか職員の配置をして、現場のそれぞれの専門性を伸ばし仕事の煩雑性の緩和につながればという本来の教育の水準の向上にもつながるため、その状況に応じて補助金額を傾斜配分するという考えに基づくものではないかと思っております。

国は2022年度の補助分から適用するという見通しですが、町として具体的に今後どのように対応していくのかを、そのお考えをお聞きしたいと思っております。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） 学校支援員の配置についてお答えいたします。

教育委員会では、学校における働き方改革は喫緊の課題であると考えております。

議員御指摘の教員の事務作業を補助する教員業務支援員、いわゆるスクール・サポート・スタッフの配置については、松前町では国や県の補助を受け令和元年度から2名を配

置しており、教員の業務負担軽減に大きな効果がありました。

また、部活動指導員の配置については現在配置ができていません。今年度実施の方向で検討しましたが、地域で部活動を運営する体制づくりを進めていくことが補助の条件の一つとなっており、体制整備の難しさや指導者の確保などの問題から実施には至りませんでした。

議員御指摘のように、文部科学省は来年度、学校支援員配置補助に傾斜配分を行う見通しであるとの報道がされております。現段階では、国から県に対しこのことについて説明は行われておらず、詳細についての把握ができていません。

しかし、教育委員会としては、多忙な学校教員の事務作業や部活動を支援する職員の配置は必要であると考えており、先進地事例の研究を行い、国や県からの情報を注視して学校教育活動の充実と働き方改革について前向きに進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 先ほど課長のほうから、スクール・サポート・スタッフのことで2名されて、それが大きな効果があったというふうなお話があったんですが、具体的にどういうふうな効果があったか、お分かりでしたらお答えください。

○議長（加藤博徳） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） スクール・サポート・スタッフにより学校の先生方の事務作業が軽減されることで、先生方が子どもたちと向き合う時間が増えたり、あるいは教材研究の時間が増えたりということで、実質的な教員としての業務がより多くできるようになったというふうな報告を受けております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 本当に先生方は、教育の中でもすごく大きないろんな範囲の中で、言ったらこれは雑務と言ったら失礼かもしれないんですけども、そういった内容についても幅広くいろいろとお時間を割かれることによって、本来の子どもとの向き合いとかそういった教育の向上ということが十分にできてないと、そういうことにおける働き方改革ということで、いろいろとこの数年、現場においてもいろんな改革がなされていって思うんですけども、まずはその事務作業ということで、それが少し軽減されることによって本来の目的が達成されていくということが、今課長が言われた大きな効果としてあったということだとお聞きしました。

これ当初で見たら、校務支援システムとかそういう本当に実務的ないろんなこともプラスされてくるということで、その導入なんかもって本当に先生方の真の目的であるそういった作業、活動が十分にこれからは期待されるものかなと思っておりますが、部活動に

関してはちょっと地域性の問題があるとかでまだ十分にはできてないというようなことなんですけれども、今後も具体的にいろんなことを町として模索されていくと思うんですけれども、今後、今まではしてなかったけどこれについてまたさらにやっていきたいというようなことがあればお答えいただけたらと思うんですが。

○議長（加藤博徳） 住田学校教育課長。

○学校教育課長（住田民章） 今後も教育委員会としては、学校現場に対して働き方改革に寄与するような事業については前向きに進めていきたいとは考えております。先ほど申し上げた部活動の指導員についても、すぐにというわけにはいきませんが、今後研究を重ねて、できるだけ前向きにできるような形で研究をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） まだまだいろいろな部分で研究を重ねて、いろんなことをトライされていくということで、それに期待していきたいと思います。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

コロナ禍における事業者への支援策についてということでお尋ねします。

オミクロン株の出現により、感染者数の再拡大で経済的な打撃も大きく、サービス業を中心とする各事業者への支援が望まれております。事業者への相談窓口、支援サポートなど、町としてどのように考えているかという視点で、長引くコロナ禍で非常に経済活動は大幅に削減され、個人事業主や中小の事業者においては、売上げが減少し事業の継続すら困難になっている状況です。

従業員の雇用の維持など様々な支援はありますが、まだまだ不十分で、期間も非常に限定的で短いため、支援を必要としている事業者さんたちに十分対応できるかと言えば、まだその状況ではないように私には見えます。また、国や県が提唱している支援、資金繰りに苦慮する業者へのセーフティーネット保証、危機関連保証、オミクロン株対応分散対策強化協力金、事業復活支援金等々、非常に申請手続きが複雑です。郵送のみの申請形式とか、問合せはコールセンターのみでは、高齢の事業者には非常にハードルが高いのではないかとこのように懸念いたします。

それで、町としてそれに対する相談窓口、あるいは支援サポートなどできることはないのか、考えをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

金子産業課長。

○産業課長（金子裕之） コロナ禍における事業者への支援策についてお答えをいたします。

オミクロン株の全国的な感染拡大による町内の事業者の経済活動への影響について、松前町商工会や来庁された事業者に聞き取りを行ったところ、酒類の提供を伴う飲食業や道路旅客運送業、観光等に関連する商品の製造業や卸売業などは、依然厳しい状況が続いているとのことでした。

国は新型コロナウイルス感染症の経済対策として、令和3年11月から令和4年3月までの期間に売上げが減少する事業者に対して事業復活支援金を給付するほか、雇用を守るための雇用調整助成金の特別措置期間について令和4年6月末日までの延長方針を表明するなど、事業の継続と雇用の維持を図るための支援策を実施しております。

また、県においては、国の事業復活支援金よりも売上減少率の小さい事業者が対象となるえひめ版応援金（第3弾、第4弾）を給付しているほか、対面営業の3密対策の強化に取り組む事業者に対してオミクロン株対応分散対策強化協力金を支給するなど、国の支援が届かないところへの支援策を行っているところです。

こうした国や県の支援が功を奏し、オミクロン株を起因とする経済活動への影響はあるものの、町内事業者の事業継続が困難となる状況については回避できているものと判断しています。

次に、国や県へ申請する際の手続支援については、手続が煩雑な雇用調整助成金にあっては、事業者が自ら申請することは容易でないため、町において松前町雇用調整助成金等申請手数料補助金を交付することにより、申請手続を社会保険労務士に委任した場合の報酬の一部を支援しているほか、オンラインでの手続が必要な事業復活支援金にあっては、国がオンラインでの申請が困難な方に対する申請サポート会場を松山市に開設しています。

また、えひめ版応援金（第3弾、第4弾）や、オミクロン株対応分散対策強化協力金などの支援金にあっては、申請手続が簡易であることから個別に相談窓口の設置は行っておりませんが、町の窓口や松前町商工会において申請書の書き方に関する相談対応を行っているため、御相談いただきたいと思います。

最後に、町における今後の経済活動に対する支援については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が予定されているため、その財源を活用することにより適切な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 今課長のほうから、全体的にいろんな支援があることにより、町内事業としては一応困難なものが解消されてきているという少し明るいニュースをいただいたようなことなんですが、聞こえてくる声と実際の全体的なものとはちょっと十分把握できていないので、にわかには分からないところもあるんですが、これはもうずっと

やっぱり町としても緩めることなく、支援のことをいろんな具体策が出てきてますし、また国や県からのいろんなもの、今、地方創生金のことも出ておりましたけれども、引き続き中小企業を、やっぱり町として大事なそういった方々についての支援をこれからもずっと続けていただきたいなということで、この株が収束するまでは私たちも一緒なんですけれども、対策を含めてこの国難を越えていきたいなというふうに思います。

私は、えひめ版応援金が第3弾で、第4弾がまた時期がさらに向こうにあるということで、第3弾は2月末までということだったものですから、非常に期間が短いなあという感じであれでしたけれども、この第4弾のほうは6月末ということまででよろしいんでしょうか。

○議長（加藤博徳） 金子産業課長。

○産業課長（金子裕之） 失礼いたします。

えひめ版応援金第4弾につきましては、県のホームページ等にも出ておりますが、新聞等にも出ておったかと思えます。受付期間といたしましては、令和4年2月22日から5月31日までの約3か月間受付をしておりますので、事業者の皆さん、御活用できる方についてはぜひ御活用いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員。

○10番（藤岡 緑議員） 以上で私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（加藤博徳） 藤岡緑議員の一般質問を終わります。

ここで質問席を整備しますので、暫時休憩をいたします。

午前11時9分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（加藤博徳） 再開いたします。

3番渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 議席番号3番渡部恵美が、議長の許可をいただいたので、一般質問を行います。

人・農地プランについて質問させていただきます。

平成24年度から、地域農業の経営継承の方針を決定するため、人・農地プランが始まりました。

昨年9月の定例会でも質問し御答弁いただいたように、平成28年度までに作成されたプランの課題を基に、令和元年度からは地区ごとにアンケート、地図化、話合いの3つを行い、実質化された人・農地プランが作成されています。令和2年度には6地区で実施され、今年度は7地区で行われています。その事業の進捗状況をお聞かせください。

また、人・農地プランの取組により、農地の出し手と受け手が特定され経営継承や農地集積などが明らかになったと思いますが、結果と課題についてお伺いします。

次に、2つ目の質問です。

実質化された人・農地プランの取組により松前町の農業の現状と課題が明らかになったと考えられます。

しかし、人・農地プランを作成することが目的ではなく、地域農業の維持発展のためにこの事業を継続して実行していくことが重要だと思います。

そこで、今後の松前町の農業の将来方針についてどのようなお考えでしょうか。中心経営体となる認定農業者、新規就農者、集落営農組織の推移と今後の見通しはどのようになっているのでしょうか。

5年後、10年後の地図を描くことにより、農地の見える化ができ、農地の集約にもつながります。集約化に向けて具体的な数値目標は定められているのでしょうか。

また、農業振興、環境保全としての農地の維持管理とともに、遊休農地が増加しないための取組はどのようになっているのでしょうか。

以上です。

○議長（加藤博徳） 理事者の答弁を求めます。

金子産業課長。

○産業課長（金子裕之） 1点目の、人・農地プランについてお答えいたします。

人・農地プランは、農業者が話し合いに基づき地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村が公表するもので、町では農業委員会と連携して、町内の全地区について実質化された人・農地プランの作成の促進を図り、その結果、令和2年度には南黒田、筒井、中川原、神崎、大溝、昌農内の6地区において実質化された人・農地プランが作成され、今年度は徳丸、出作、鶴吉、東古泉、大間、恵久美、北川原の7地区において実質化された人・農地プランの作成に取り組み、既に全7地区が作成を完了いたしました。

これまでに作成された合計13地区の実質化された人・農地プランの結果としましては、将来的に耕作者が不在となるおそれのあった39.2ヘクタールの農地のうち、その面積の約85%に当たる33.3ヘクタールにおいて、将来の耕作者となる中心経営体が位置づけられました。

なお、位置づけられた中心経営体は延べ75経営体で、その平均年齢は59.7歳となっています。

プランが作成されたことによって将来の農地の貸し手と借り手ができましたが、課題としては将来的に耕作者が不在となる農地が生じないように定期的にプランを見直していくことと、中心経営体が位置づけられなかった約6ヘクタールの農地をどうするかという点

が挙げられます。

プランの見直しについては5年後をめどに見直すこととしており、中心経営体が位置づけられなかった農地については、その原因が面積が狭小であり大規模農家が耕作するには作業効率上不向きであると考えられることから、町としては今後、地域や農業委員会と連携して、中小規模の農家に将来の耕作者となっただけよう調整を図っていきたくと考えております。

2点目の、本町の農業の将来方針についてお答えいたします。

本町は豊富な地下水を利用した稲作地帯であるとともに、裏作で栽培されるはだか麦が全国有数の産地であるほか、レタス、ネギ、ブロッコリー、ソラマメ、枝豆等の栽培も盛んです。

しかしながら、本町における基幹的農業従事者の平均年齢は70.4歳であり、愛媛県平均69.3歳と比べても若干高い状態となっており、今後地域における農業の担い手不足が心配される所です。

このため、本町の農業における一番の課題は担い手の確保であると認識しており、担い手を確保するために、先ほど答弁いたしましたように、実質化された人・農地プランを作成することによって将来の耕作者を明確にするよう進めていきたく考えています。

また、本町の農業の発展のためには農業所得の向上を図っていくことが重要であり、もうかる農業を追求していくことが重要であると考えています。

もうかる農業を追求するためには、農作物を高く売る、たくさん作る、安く作るといったことが必要であり、本町が取り組むべき農業振興施策につきましては、コロナ禍で2年間開催できていない若手農業者検討会議において今後議論していただき、その意見を集約しながら今後の本町の農業の方向性や、町が支援する方策を検討していきたく考えております。

次に、中心経営体となる認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織の推移につきましては、5年前と比較いたしますと、認定農業者は86経営体から92経営体へ6経営体の増加、認定新規就農者は4経営体が認定農業者として認定され、1経営体が認定新規就農期間の満了により認定新規就農者でなくなった結果、6経営体から1経営体となり、集落営農組織は4組織のまま増減なしという状況です。

今後の見通しとしては、認定農業者や認定新規就農者になるための相談が寄せられていることから、認定農業者や認定新規就農者は今後少しずつ増加していくものと考えています。

集落営農組織につきましては、現時点では増減はない見込みですが、本町の農業の重要な担い手となり得ますので、県の伊予農業指導班、松山市農協と連携して、集落営農組織設立の促進を図ってまいります。

また、農地の集約化につきましては具体的な数値目標は定めていませんが、集約化が進むことで作業効率の向上とコスト削減が図られ、作業効率の向上によってたくさん作ることができるようになり、またコスト削減が図られることで安く作ることができるようになることから、農業所得の向上が期待されますので、今後も引き続き農業委員会と連携して農地利用の最適化に努めてまいります。

最後に、農地の維持管理と遊休農地が増加しないための取組については、先ほど答弁した担い手の確保が最も有効であると考えております。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） よく分かりました。

実は、この通告書を提出した後、2月27日の愛媛新聞に次のような記事が掲載されました。

農地バンク借手不足、集約停滞。農林水産省は2023年度までに農地集積率を80%にする目標を上げたが、20年度末時点で全国の集積率は58%、愛媛県は33.6%であったと。

お答えいただけるようでしたら、松前町の集積率はどうかをお教えいただきたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（加藤博徳） 金子産業課長。

○産業課長（金子裕之） 失礼します。

議員の御質問いただきました農地集積率でございます。

年に一回、県のほうにも報告しておりまして、県のホームページでも公表されております。

ちなみに、令和2年度実績、令和3年3月末現在の数値でございますが、松前町におきます農地の集積率は53.4%となっております。県のほうに確認いたしますと、県内では2番目に高い農地の集積率となっております。国の率よりかはちょっと低いですが、県の平均数値よりは上回ってるというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員。

○3番（渡部恵美議員） 急な質問なのにありがとうございます。

目標は80%と物すごく高いんですが、全国の58%には及ばないものの愛媛県ではとても優秀ということが分かりました。愛媛県の農業のリーダーになるべく、これからも一生懸命取り組んでいただきたいと思っております。

それから、先ほど御回答いただいたんですが、やっぱり若手の農業者、新規農業者を増やすっていうのはとても大事なことで、私たち農業に携わる者が一番に考えるのはやっぱり後継者、誰にやってもらおう、自分の子どもたちに無理難題を押しつけるのはちょっと



酷じゃないかとかそういう心配ばかりしているような昨今でございます。なので、そういうふうには新規就農者が相談できる窓口があるっていうのはとても頼もしいことだと思っております。

それからあと、松前町では農地の集積化は、先ほどお知らせいただいたように進んでいると思うんですが、先ほど課長も言われましたように、集積化は進んでるんだけど、ただ圃場が小さかったり耕作の農地が離れてたりすると、トラクターで行くにしてもすごく時間もかかったり燃料も要ったりするので、作業の効率が悪くなります。今後、町においても農業の担い手の確保や規模拡大に向けて、農地の団地化、つまり作物による圃場の集約化に向けて働きかけていただけたらと思うので、よろしく願いいたします。

とても詳しい御回答をいただいたので、認定農業者の推移、それから新規就農者を募る努力、それから集落営農組織、これを維持していただき、できるだけその人たちに向けていろんな情報を御提示いただけたらと思っております。

最後に、今回実質化された人・農地プランのおかげで、農業の前途を憂い途方に暮れていた高齢の農家の方々からいろんなお声をお聞かせいただいております。そうやのう、あと四、五年は頑張ろうとか、後を託せる人が見つかったけんっていう明るい声をお聞きしました。

産業課でも松前産のシールを作っていたいただき、それを購入して自分の作った作物に貼って、近くのスーパーとか、まさき村をはじめ産直所に並べている農家さんも増えてきたように思っております。作物を育て、出荷し、皆さんにおいしく食べていただくことに喜びや生きがいを感じている農業者が増えてきたように思います。

コロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻により世界の食料事情への不安が増してきました。我が国においても、輸送費の高騰により、輸入に頼っていた食糧を自国でとの世論もあり、国の政策にも影響が出てきたように思います。担い手となる若手農業者が増えるとともに、今現在農業に携わっている方の励みにもなるような松前町の農業に期待をしております。

そして、皆様には安全で安心な地元の食材をおいしく食べて免疫力を高め元気に過ごしてほしいと願っております。まずは、お米1合に対し食物繊維たっぷりのはだか麦を大きじ1杯入れていただき、炊いて、おにぎりにでもいいし朝御飯でもいいし、炊いていただき、ぜひはだか麦のぷりっぷりの食感を味わってみてほしいです。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（加藤博徳） 渡部恵美議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

これにて散会いたします。

午前11時30分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 西 村 元 一

松前町議会議員 渡 部 恵 美



3月16日（第3号）

令和4年松前町議会第1回定例会会議録

令和4年3月16日第1回定例会は、松前町役場議場に招集された。

応招議員は、次のとおりである。

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 2番 西村元一   | 3番 渡部恵美   | 4番 曾我部秀司  |
| 5番 影岡俊範   | 6番 田中周作   | 7番 住田英次   |
| 8番 稲田輝宏   | 9番 加藤博徳   | 10番 藤岡緑   |
| 11番 村井慶太郎 | 12番 岡井馨一郎 | 14番 伊賀上明治 |

不応招議員は、次のとおりである。

なし

出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員の12名である。

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

|               |      |
|---------------|------|
| 町長            | 岡本靖  |
| 副町長           | 徳居芳之 |
| 教育長           | 足立一志 |
| 総務部長          | 大川康久 |
| 保健福祉部長        | 早瀬晴美 |
| 産業建設部長        | 渡部博憲 |
| 出納局長          | 横山眞史 |
| 教育委員会<br>事務局長 | 仙波晴樹 |
| 総務課長          | 田中俊臣 |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

|             |      |
|-------------|------|
| 議会事務局長      | 柏原正  |
| 議会事務局<br>書記 | 徳本敏子 |

令和4年松前町議会第1回定例会

議事日程表

No.3

令和4年3月16日(水)

午前10時30分

開議

- |       |                    |                                                             |    |    |
|-------|--------------------|-------------------------------------------------------------|----|----|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名         |                                                             |    |    |
| 日程第2  | 議案第2号              | 松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例                                       |    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)      | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |
| 日程第3  | 議案第3号              | 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例 |    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設・文教厚生) | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |
| 日程第4  | 議案第4号              | 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例                                    |    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)      | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |
| 日程第5  | 議案第5号              | 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例                         |    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)      | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |
| 日程第6  | 議案第6号              | 松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例                                     |    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)      | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |
| 日程第7  | 議案第7号              | 松前町固定資産評価員条例                                                |    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)      | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |
| 日程第8  | 議案第8号              | 松前町手数料条例の一部を改正する条例                                          |    |    |
| 上程    | 委員長報告(文教厚生)        | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |
| 日程第9  | 議案第9号              | 松前町消防団条例の一部を改正する条例                                          |    |    |
| 上程    | 委員長報告(総務産業建設)      | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |
| 日程第10 | 議案第10号             | 令和3年度松前町一般会計補正予算(第12号)                                      |    |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)        | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |
| 日程第11 | 議案第11号             | 令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)                                 |    |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)        | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |
| 日程第12 | 議案第12号             | 令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)                                   |    |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)        | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |
| 日程第13 | 議案第13号             | 令和3年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)                                     |    |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)        | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |
| 日程第14 | 議案第14号             | 令和3年度松前町下水道事業会計補正予算(第1号)                                    |    |    |
| 上程    | 委員長報告(予算決算)        | 質疑                                                          | 討論 | 採決 |

- 日程第15 議案第15号 令和4年度松前町一般会計予算  
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第16 議案第16号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計予算  
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第17 議案第17号 令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計予算  
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第18 議案第18号 令和4年度松前町介護保険特別会計予算  
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第19 議案第19号 令和4年度松前町水道事業会計予算  
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第20 議案第20号 令和4年度松前町下水道事業会計予算  
上程 委員長報告(予算決算) 質疑 討論 採決
- 日程第21 議案第21号 松前町教育委員会委員の任命について  
上程 提案理由説明 質疑 討論 採決
- 閉 議  
町長挨拶  
閉 会

午前10時30分 開議

○議長（加藤博徳） ただいまから本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤博徳） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、松前町議会会議規則第125条の規定により、議長が指名をいたします。

4番曾我部秀司議員、5番影岡俊範議員、以上両議員を指名いたします。

~~~~~

#### 日程第2 議案第2号 松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第2、議案第2号松前町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る2月28日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第2号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）



○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第3 議案第3号 松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設・文教厚生）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第3、議案第3号松前町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る2月28日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、町長の附属機関として松前町中小企業振興審議会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長（影岡俊範議員） 去る2月28日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第3号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、教育委員会の附属機関として松前町通学路安全対策実践委員会を新たに設置するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、委員会構成員の肩書を見ると女性の比率が低くなりそうだが、松前町第2次男女共同参画計画では審議会等において女性登用目標が令和5年度までに50%と掲げている。数値目標に向けて教育委員会としてはどのように考えているのかとの質疑があり、目標に近づける努力は必要だと考えている。女性が参加できるような形での委員の選定方法を考えていきたいとの答弁がありました。

次に、千葉県で下校中の児童が死傷した事故を受けた調査で、愛媛県内でも対策が必要な通学路が何百件もあると新聞に載っていたが、この通学路安全対策実践委員会はそれらを改善するために設置するのかとの質疑があり、この委員会を設置する通学路安全対策推

進モデル地域研究事業はその事故以前からあり、令和4年度に松前町が県からモデル事業の指定を受けることになったため設置する。事業の指定が令和4年度だけであるので、設置については令和4年度に限るとの答弁がありました。

次に、事業が終わったら教育委員会として、子どもの安全を守るため通学路安全対策についてどう取り扱うのかとの質問があり、以前から松前町では通学路安全対策推進会議で関係者と協議し危険箇所の抽出や対策を行っており、今回のモデル事業において得た結果も引き継いでいきたいとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 各委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第3号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第4 議案第4号 町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第4、議案第4号町長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る2月28日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、厳しい財政状況に鑑み財政基盤の安定化を進めるに当たり、引き続き

町長の姿勢を示すため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第4号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第5号 松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第5、議案第5号松前町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る2月28日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告を考慮し議員及び職員の期末手当を改定するとともに、新たに職員を東京都特別区に派遣することに伴い、派遣地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮し地域手当を支給するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、東京事務所派遣に係る経費と職員の給与で年間約1,000万円はかかる。一度派遣をすると簡単にはやめられないと思うが、職員が減っている現状で能力の

ある職員を行かせれば松前町の仕事が疎かになる。派遣をするメリットがあるのかとの質疑があり、東京事務所で働くという役割を考え、能力のある職員を選んで行かせることは考えている。東京事務所のどこの課に所属するかは分かっていないが、企画調整課であれば国の中央省庁との人脈づくりがメインとなり、立地・移住促進課であれば企業誘致や販売促進が主なものとなる。職員は松前町の駐在員としての機能が果たせるというメリットがあり、松前町と東京、関東近郊とのハブとしての機能を期待している。また、物産展や企業説明会のときには松前餃子やはだか麦など愛媛県の製品の紹介や、町長が陳情に行く際のアポイント取りやアテンドを行うようになるとの答弁がありました。

次に、派遣をする以上、成果が現れるよう目標設定と成果検証をするべきだと思うが、その考えはあるのかとの質疑があり、課内で目標設定などの協議を行ったが、具体的な数値目標の設定は難しいとの答弁がありました。

委員からは、数値目標をもって成果をはかるだけでなく、派遣された職員がどのような活動を行ったか、松前町のために頑張ってくれていることが分かる活動内容の報告をしてほしいとの意見がありました。

また、行った人の話を聞くと、小間使のような形で終わってしまうということをよく聞く。そういう心配がないように、そして孤独にならないようフォローをしてあげてほしいとの意見もありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第5号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第6号 松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例（上程、  
委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第6、議案第6号松前町保育所職員等の給料等に関する特別措置条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る2月28日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第6号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、政府が実施するコロナ克服・新時代開拓のための経済対策を受けて保育所、児童クラブ及び幼稚園に勤務する職員の処遇改善を行うため、新たに制定するものです。

審査の過程において、この措置は今回で終わりなのか、今後も続くのかとの質疑があり、9月分までは交付金が来ることが決まっている。それ以降は交付税措置の対象となるため、この措置がなくなる限り、あるいは社会情勢が変わらない限り一定期間は続くと考えているとの答弁がありました。

また、10月以降は交付税措置になるが、そのときに条例も変えるのかとの質疑には、引き続き支給するようになるが、条例の変更はなくこの条例で支給するとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は委員長の報告どお

り可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第7号 松前町固定資産評価員条例（上程、委員長報告（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第7、議案第7号松前町固定資産評価員条例を議題とします。
総務産業建設常任委員長の報告を求めます。
総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る2月28日の本会議において、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第7号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、総務部長の職にある者に固定資産評価員を兼ねさせることについて、地方税法第404条第2項に基づく議会の同意を包括的に得るため、所要の改正を行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。
これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。
採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第7号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第8 議案第8号 松前町手数料条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告（文教厚生）、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第8、議案第8号松前町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長影岡俊範議員。

○文教厚生常任委員長（影岡俊範議員） 去る2月28日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました議案第8号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律により犬及び猫のマイクロチップ装着制度が創設されたことに伴い、マイクロチップを装着した犬については鑑札の交付が不要となることから、その犬の登録に係る手数料を徴収しないこととするとともに、マイクロチップを取り外した犬について鑑札を再交付することとされたことから、規定の整備を図るため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、業者が犬にマイクロチップを装着したときに必ず狂犬病の予防注射を受けさせてから販売することになるのかとの質疑があり、狂犬病の予防注射は狂犬病予防法で規定されており、犬の所有者はその犬に予防注射を毎年1回受けさせなければならないこととなっているが、改正される条文にある狂犬病予防法第4条とは犬の登録のことだけで、予防注射のことを書いている条文ではない。今回の改正は、この犬の登録の部分がマイクロチップ装着制度が創設されることに伴い改正されるものであるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第8号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第9号 松前町消防団条例の一部を改正する条例（上程、委員長報告
（総務産業建設）、質疑、討論、採決）

○議長（加藤博徳） 日程第9、議案第9号松前町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務産業建設常任委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長村井慶太郎議員。

○総務産業建設常任委員長（村井慶太郎議員） 去る2月28日の本会議におきまして、総務産業建設常任委員会に付託されました議案第9号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

この条例改正は、消防団員の報酬を見直し処遇改善を図るとともに、消防団員の懲戒規定を整備するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において、第4条に任命とあるが誰が任命するのか。団長、団員どちらも町長が任命するかのような誤解を与える。改正前のように、団長は町長が、団員は団長が任命すると入れるべきではないのか。また、改正後の条例第1条では法に基づきと規定しているが、第4条の任命については、法に基づくため省略したというのはおかしい。任命にも法に基づきと入れるべきではないかとの質疑があり、改正前の条例には記載されていたが、条例の上位である法律に任命そのものがうたわれており、条例で規定する必要はなく、二重規定となるため削除している。法に基づくかどうかについては、第4条の規定は法とは別に定めているため、基づくという文言は入れていないとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第9号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告どお

り可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第10号 令和3年度松前町一般会計補正予算(第12号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第11 議案第11号 令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第12 議案第12号 令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算(第4号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第13 議案第13号 令和3年度松前町水道事業会計補正予算(第1号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第14 議案第14号 令和3年度松前町下水道事業会計補正予算(第1号)(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第10、議案第10号令和3年度松前町一般会計補正予算第12号、日程第11、議案第11号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号、日程第12、議案第12号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号、日程第13、議案第13号令和3年度松前町水道事業会計補正予算第1号及び日程第14、議案第14号令和3年度松前町下水道事業会計補正予算第1号を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

○予算決算常任委員長(藤岡 緑議員) 去る2月28日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第10号から議案第14号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

初めに、議案第10号令和3年度松前町一般会計補正予算第12号は、歳入歳出予算それぞれ2億3,593万4,000円を増額し、総額を134億9,546万8,000円とするものです。

審査の過程におきまして、まず総務部所管等については、財政調整基金は何分の1を積み立てるのかとの質疑があり、地方財政法の規定に基づき、令和2年度から令和3年度に繰越しとなった実質収支額4億799万4,000円の2分の1を積み立てるとの答弁がありました。

また、財政調整基金は3月末で7億2,000万円余りとなっているが、実際にこれだけの積立ができるのかとの質疑があり、今回の予算が議決されれば予算額を積み立て、7億2,187万2,000円になる見込みであるとの答弁がありました。

次に、産業建設部所管については、町道西75号線ほか1路線道路予備設計業務について質疑があり、宗意原交差点から宗意箱住宅を越え、北黒田のなかむら歯科へ通じる道路の予備設計を行っている。現在、予備設計の段階であり、着工時期等はまだ決まっていない

との答弁がありました。

また、町営住宅の建て替えを目的に予備設計を行っているのか。踏切等もあり、工事は難航するのではないかとの質疑があり、宗意箱住宅の建て替えも含め、この地域の道路環境を改善し住民の利便性の向上を図るため計画をしている。概要が決まれば議会にも報告したいと考えているとの答弁がありました。

また、水路があると思うが、暗渠にした場合、後の維持管理はどうなるのかとの質疑があり、水路を暗渠にした場合は道路区域として水路部分を利用し、道路管理者が管理をするとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管については、北伊予小学校屋外トイレ改修工事について、補助金が出ないため延期したとのことだが、補助金が出なければ改修工事はしないのかとの質疑があり、補助金の額が大幅に下がったため、今後どのような補助金を受けられるのか、工事内容を含め改めて検討したいとの答弁がありました。

委員からは、繰越明許費というのは事業をやるということで予算を残しているということであり、減額補正をしていない以上、事業をすることは決定している。予算や補助金については内部のことであり、担当課で調整すべきであるとの意見がありました。

また、事業費2,000万円で、補助金約760万円と予定していたものが約200万円になるとの説明があったが、一般のトイレについて補助金申請をするのか、それとも自主財源で工事をするのかとの質疑があり、詳細について国や県から回答が来ていないため、内部での協議ができていない。国、県の回答を踏まえ方向性を考えたい。不足部分を自主財源でするかどうかも含め検討する時間をいただきたいとの答弁がありました。

委員からは、補助金がもらえないから中止となると設計費用が無駄になる。しっかりした計画を立ててから設計をしてほしいとの意見がありました。

次に、保健福祉部所管については、非課税世帯に係る臨時特別給付金は83%給付できているということだが、残りの方への周知はできているのかとの質疑があり、住民税非課税世帯で対象と思われる約3,400世帯に確認書を送付し、2月末で83%の給付手続が完了している。確認書提出期限は5月2日であり、それまでに手続が完了するようお知らせをするなど周知徹底を図りたいとの答弁がありました。

委員からは、100%に近い執行率になるよう努力していただきたいとの意見がありました。

次に、老人福祉費の老人ホーム入所措置費が減額されているが、措置人数はとの質疑があり、3施設に27名が措置されているとの答弁がありました。

次に、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,189万円の取下げについて質疑があり、エアコンが古くなったということで事業申請をしたが、エアコンが壊れたため内示前に事業を実施してしまった。国に確認したところ、内示前に事業実施することは認められ

ないとのことであり、今回は事業を取り下げた。来年度同様の事業があれば未実施の事業について申請をすることは可能と聞いているとの答弁がありました。

次に、ひとり親家庭医療給付費の増額について、見込みより増えたとの説明があったがどのくらい増えたのかとの質疑があり、昨年と比べ入院に係る医療費が71日分多かったことが増額になった原因の一つと考えられるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第11号令和3年度松前町国民健康保険特別会計補正予算第5号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算の主なものは、高額療養費が当初の見込みを下回っていることから5,000万円を減額するものです。

審査の過程において、県からの補助金が5,000万円減った理由は何かとの質疑があり、高額療養費を減額したことにより、その財源として県の補助金5,000万円を減額したとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第12号令和3年度松前町介護保険特別会計補正予算第4号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の保険事業勘定の補正予算について、初めに保険課所管分の歳出は、保険給付費の居宅介護サービス等給付費、施設介護サービス給付費、介護予防サービス等給付費について、それぞれ利用の伸びがあったため増額するものです。

また、高額介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費を増額し、特定入所者介護サービス費の減額は、令和3年8月からの制度改正により、負担段階の細分化と預貯金等の資産基準の引下げ、食費の限度額の変更によるものです。

歳入は、介護保険給付費について、国、支払基金、県及び町の公費並びに被保険者が負担割合に応じて負担する負担金、交付金、繰入金をそれぞれ増額するものです。

次に、福祉課所管分の歳出は、介護予防・生活支援サービス事業費について、松前町に住民票を有している要支援者に対し清掃や洗濯等の日常生活上の支援を提供する訪問型サービス（ホームヘルプサービス）、機能訓練などの支援を行う通所型サービス（デイサービス）のコロナ禍に伴う利用者の減により減額するものです。

歳入は、地域支援事業について、訪問型サービス、通所型サービスに係る国や県等が一定の割合に応じ負担している補助金、交付金をそれぞれ減額するものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第13号令和3年度松前町水道事業会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、資本的収入及び支出の予定額から、収入支出それぞれ1億1,500万円を減額するものです。

これは、（仮称）松前町浄水場整備事業において発注方式等の検討に日数を要したことにより令和3年度内の事業実施が見込めなくなったため、当初予算で計上していた1億1,500万円の減額補正をするものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第14号令和3年度松前町下水道事業会計補正予算第1号について、審査の内容とその結果を御報告いたします。

今回の補正予算は、令和元年度に行った公営企業法適用移行の際に予算の科目設定を誤っていたものについて、総務省の通知に合致するように科目の組替えを行うものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第10号から議案第14号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第10号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第10号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第11号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第11号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第12号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第13号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告どおり

り可決されました。

議案第14号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

日程第15 議案第15号 令和4年度松前町一般会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第16 議案第16号 令和4年度松前町国民健康保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第17 議案第17号 令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第18 議案第18号 令和4年度松前町介護保険特別会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第19 議案第19号 令和4年度松前町水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

日程第20 議案第20号 令和4年度松前町下水道事業会計予算(上程、委員長報告(予算決算)、質疑、討論、採決)

○議長(加藤博徳) 日程第15、議案第15号令和4年度松前町一般会計予算、日程第16、議案第16号令和4年度松前町国民健康保険特別会計予算、日程第17、議案第17号令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計予算、日程第18、議案第18号令和4年度松前町介護保険特別会計予算、日程第19、議案第19号令和4年度松前町水道事業会計予算及び日程第20、議案第20号令和4年度松前町下水道事業会計予算を一括議題とします。

予算決算常任委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長藤岡緑議員。

○予算決算常任委員長（藤岡 緑議員） 去る2月28日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました議案第15号から議案第20号までについて、審査の内容とその結果を御報告いたします。

議案第15号令和4年度松前町一般会計予算は、総額を111億8,218万6,000円とするもので、前年度に比べ2億4,727万3,000円の減となっています。

審査の過程において、総務部所管について、義農大賞事業企画運営委託料750万円について、1社に全額払うのか。委託先は1社ではなかったと思ったが、委託料の内訳を教えてくださいとの質疑があり、今年度、プロポーザルにより南海放送と契約し、委託料750万円を支払うようになる。見積り程度はもらっていたが、企業努力の部分もあるため難しいとの答弁がありました。

750万円がいけないというわけではない。参考資料に委託料の内訳は書くべきである。南海放送に幾らで委託しているのか、能の先生に幾ら払うのかは分かっているはずだとの質疑があり、予算書、参考資料の作り方であるが、内訳までは記載していない。予算の費目は委託料であり、750万円を計上している。知りたいのは委託料750万円の明細のことだと思うが、予算書上には表れないとの答弁がありました。

これに対し、予算書に金額が表れないのはおかしい。積算したから750万円が出ている。見積書が出ているということは、750万円についてはこういうものに使うというのが当然あるはずだ。もっと詳細に記載してほしいとの意見がありました。

他の委員から、南海放送が750万円から能の謝礼、賞金など全てを出すのであればこの委託料でいいと思うが、能の謝金は町から出すのであれば委託料が変わってくる。委託先が一括で全てをするのかはつきりさせれば納得されるのではないかとの意見があり、謝金も賞金も南海放送が払う。一括して南海放送に委託している。能に幾ら使っているのかということを知りたいのだと思うが、能の費用は式典費用に含まれている。その部分を確認し、出せる範囲で出したいとの答弁がありました。

次に、工事請負費のおしゃれ予算について、当初の設計に一緒に入れたほうが安くなることはないのかとの質疑があり、無機質なものに積極的に付加価値をつけるという趣旨の予算である。随時、臨機応変に対応したいため、これまで内容は来年度中に決めていくという答弁をしていたが、今回は使い道がある程度先に考え、説明をさせていただいた。対象工事にもよるが、装飾系工事の場合、国庫補助等が対象外になるため予算を分けている。本体工事は所管課で国庫補助や県費補助をもらい、それ以外のオプション的な部分を総務課のおしゃれ予算で計上しているとの答弁がありました。

次に、空調設備の調査委託料について、庁舎のエアコン修繕は今からやって間に合うのかとの質疑があり、現地調査委託料として9万9,000円を計上している。調査が終われば補正予算で設計委託をし、その後工事に移ることになるので、令和4年度中の工事は難し

いとの答弁がありました。

次に、下水道事業繰出金について、財政課は繰出金の使い道について理解しているのか。また、借金の返済は何年続くのかとの質疑があり、大部分が地方債の償還費用だと理解している。下水道事業で工事を行い、地方債を発行する間は償還が発生するとの答弁がありました。

次に、繰越金2億円というのは余ったお金なのか、令和3年度中に工事が完成しなかったものの繰越金なのかとの質疑があり、令和3年度から令和4年度に繰り越した実質収支であり、入札による減少金など事業を執行した後の不用額である。実質収支比率は適正な範囲といわれる3%から5%程度となっているため、実質収支については適正な範囲の金額になっていると理解しているとの答弁がありました。

また、この中から3,000万円を積み立てると思うが、毎年繰越金が出るという計画の下、積み立てているのか。このお金は令和4年度で使用するのか。入札減少金で完全に繰り越した、残ったお金という認識でいいのかとの質疑があり、令和3年度から4年度に繰越しとなったものを、令和4年度に歳入として使用する。積み立てることを見込んで繰越金を計画しているということではないとの答弁がありました。

次に、財政調整基金繰入金について、財政不足に対応するため繰入れを行ったということだが、2億4,000万円を取り崩すと財政調整基金は幾らになるのかとの質疑があり、令和3年度末現在高見込みが7億2,187万2,000円となっている。そこから2億4,000万円を取り崩し、利息分を積み立てると、令和4年度末では4億8,188万3,000円の見込みとなっているとの答弁がありました。

次に、地方債は増えていくと思うが、どのように考えているのかとの質疑があり、臨時財政対策債を除くと、令和3年度末は約73億5,000万円となる。全体の起債から見ると56%である。令和4年度末現在の見込みになると、約78億8,000万円58%となる。臨時財政対策債を除いた額だけを見ると、臨時財政対策債の制度が始まる前と比べると少なくなっている。それに加え、地方債を借りる場合は償還金に対してできるだけ交付税措置があるものを選ぶようにしている。そういった努力もし、結果的に実質公債費比率は8.6%から9.1%ぐらいになっている。早期健全化基準は25%であるため、健全な状態にあると考えているとの答弁がありました。

次に、交通安全施設整備事業について、カーブミラー等整備工事として264万2,000円を計上しているが、これは何件分の工事になるのか。また、カーブミラーの一斉点検は計画的に行っているのかとの質疑があり、令和2年度実績として、修繕も含め59件の整備を行った。一斉点検は6年に1回実施しているが、点検期間に関する規定はないとの答弁がありました。

委員からは、今後、住民の要望が多く上がるようであれば、点検期間を5年に1回、4

年に1回と変えていくことも考えてほしいとの意見がありました。

次に、消防詰所建設事業について、第8分団消防詰所の建築業務設計委託料は、前回の第9分団に比べ100万円ほど増額している理由について質疑があり、第9分団は保育所跡地を利用していたが、第8分団は土地を購入予定としている。造成するための費用が必要となるため増額となったとの答弁がありました。

委員からは、消防団詰所は5か所目になる。これまでに建設した各詰所を消防団員に見てもらいどのような詰所がいいか決めるようにすれば、設計費用も安くなるのではないかと。儉約する努力をしてほしいとの意見がありました。

続いて、産業建設部所管については、まさき音頭の会場変更に伴う経費について、交通規制周知のチラシはどこに配布するのか。また、テレビ、ラジオCM各20回は必要なのかとの質疑があり、会場が恋泉通りに変更することに伴い、多くの箇所を封鎖し規制の時間帯も増えるため既存のチラシでは盛り込めないことから、別に作成し新聞等の折り込みに入れ、広く町内外の方に知ってもらいたいと考えている。また、テレビ、ラジオCMについては、道路の交通規制を行うことから万全を期すためラジオを含めCMを制作し、周知と安全対策の徹底を図りたい。一度実施し、交通渋滞の状況などの結果を踏まえ、来年度以降、周知の費用について検討するようにしたいとの答弁がありました。

委員からは、地元区長に聞くと、会場変更に伴い西古泉公民館のグラウンドを踊り連の待機場所として利用する話は聞いていないとのことだった。予算案が出るのであれば、事前説明をしておくべきではないかとの意見がありました。

次に、水産業振興育成対策事業の放置艇処理事業補助金について、放置艇は所有者が分かっているのに、個人所有のものを廃棄するために税金を使うのはどうなのか。個人のものに対しては承諾を得ないといけないが得ているのかとの質疑があり、個人に対し県や町が撤去の指導を行ったがなかなか進まず、最終的に漁協から相談があり、個人の特定については漁協が把握しており、予算がつけば漁協と役場とで処分することは了承していると聞いているとの答弁がありました。

また、松前町も古い船が多いが、このような前例をつくっていいのかとの質疑があり、過去に平成4年、12年と2回沈没船について補助をして処分したという前例もあり予算を計上したとの答弁がありました。さらに、今回の放置艇については護岸に陸揚げされており、まちづくり課が県の港湾管理の担当課に対して、速やかに撤去するよう要請を以前からしている。しかし、県内でもこういった事案に対して行政代執行をしたことがないということで、県としても二の足を踏んでいる状況である。そういった中で、産業課としては、水産業の振興のために処分をするに当たり、コロナ禍で漁業の売上げが減少し生活が以前と比べてかなり厳しい状況であり、今回は漁協が先頭に立って処分をするという話をいただいた。町としても、この機会に半分補助をして、きれいな環境の松前町のイメージ

アップ、水産業の振興のために計上したものである。

また、放置艇の処理に補助をするのであれば、今後、公平な対応を行うためにも、補助する基準を条例で定めてから実施するべきではないかとの意見に対し、生活困窮についての線引きは現在基準は設けておらず、現段階としては線引きがないのが現状である。今回の事業で、確認している放置艇はなくなるという認識を持っている。沈んでいる船を調査していく必要はあると思うが、どのようにパトロールを進めるかは現地の確認をして、国や県が進める放置艇対策の課題や研究に取り組みたいと思っている。何割負担して町が補助するとかといった条例の制定は現在は考えていないとの答弁がありました。

次に、筒井地区雨水対策について、松前駅前広場の詳細設計は400万円、雨水調整池詳細設計は4,500万円であるが、なぜこれほど違うのか。また、概算でどれくらいのものを計画しているのかとの質疑があり、雨水貯留施設については、1万立方メートルの地下式雨水貯留施設を予定しており、それに係る仮設費と地下水の対策工事等も含んでいる。基本設計が終わっていないため、考えられる範囲で予算計上をしている。基本設計の中で概算費用を積算するが、10億円は必要だと考えているとの答弁がありました。

また、筒井地区雨水対策事業について、令和4年度には国費はないのかとの質疑には、浸水シミュレーションと基本設計については国費の対象であったが、調整池の実施に関しては町債で実施する。この起債事業は通常の起債事業より財政措置が有利で、借りた金額に対する交付税措置率が7割であるとの答弁がありました。

続いて、出納局所管については、低入札価格調査委員会の報奨金について、職員以外で報奨金を支払う委員がいるのかとの質疑があり、県の土木技術職員のOBの方が設立したNPO法人愛媛県建設技術支援センターの1名の方に委員をお願いしている。低入札については5回分、公正入札については1回分を計上し、1回7,400円を支払っているとの答弁がありました。

続いて、教育委員会所管については、スクール・サポート・スタッフの配置について質疑があり、スクール・サポート・スタッフについては、教育費の予算で2名分を計上している。教員からは、スクール・サポート・スタッフの配置により授業の準備や教材研究、子どもと対面する時間が増えたなど直接的な効果があったと聞いており、教育委員会としては、もし補助が拡大されることがあれば増員についても前向きに検討したい。なお、町で雇っているこの2名のスクール・サポート・スタッフとは別に、県の職員2名を学校補助員として配置してもらっているとの答弁がありました。

次に、岡田中学校空調設備更新について質疑があり、故障している職員室、校長室、保健室の空調設備、室内機9台と室外機2台を更新するとの答弁がありました。

委員からは、設備の更新については早めに学校と連携して計画的に予算確保をしてほしいとの意見がありました。

次に、歴史民俗資料室の整備について質疑があり、資料室は、文化センター3階にある外国語学習室を展示場所とし、第3研修室を展示資料の収蔵場所として考えている。完成後は一般公開する予定である。普段の管理は指定管理者が行い、来場者への説明は松前史談会の方にボランティアという形でお願いしたいと考えている。また、埋蔵文化財のみではなく、おたたや義農作兵衛を紹介するコーナーも考えているとの答弁がありました。

続いて、保健福祉部所管については、二名保育所解体事業について質疑があり、敷地面積1,371.99平方メートルの中に農地約300平方メートルが存在しているため、既存宅地部分と農地部分とを分筆して、既存宅地部分を売却する方向で考えているとの答弁がありました。

次に、地域公共交通事業について、計画の作成は住民の利益になるのかとの質疑があり、この事業における公共交通計画というのは、移動ニーズに対して公共交通サービスをどのようにしていくかという構想計画になる。具体的には、ひまわりバス、また鉄道やタクシーといった公共交通に関する松前町の今後をどうするかを考える計画である。国土交通省の法律でこういった計画を作成することが努力義務化されているので、令和4年度に松前町としても作成することにした。事業者だけでなく、町民にとっても、より住みよい松前町になるためにつくる計画と考えているとの答弁がありました。

次に、コミュニティ対策について、地域の要望に対して全て補助しているが、優先順位をつけていくことを検討しないのかとの質疑があり、来年度の要望調査時に地域の修繕5か年計画を出していただくと考えている。課内では、公共施設総合管理計画等も参考にしながら、緊急性や過去の補助の回数等を加味して補助事業の基準を作成中である。8月頃に各区長に説明して、今後は進めていこうと考えているとの答弁がありました。

次に、姉妹都市健康交流事業について質疑があり、新規事業で交流事業ということもあり、来年度以降も継続するかは、相手方の意見も聞きながら検討していきたいとの答弁がありました。

次に、産後ケア事業費の増額について質疑があり、令和3年度は新規事業のため利用見込みを55回としていたが、実際の利用はそれより多かったため増額補正をした。そのため、令和4年度予算については、令和3年度の実績を考慮して増額しているとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第16号令和4年度松前町国民健康保険特別会計予算は、総額を32億4,123万4,000円とするもので、前年度に比べ1億1,032万8,000円の減となっています。

歳入予算の主なものは、国民健康保険税5億1,563万2,000円、県支出金23億8,827万5,000円、繰入金2億6,212万8,000円、繰越金7,100万円です。

歳出予算の主なものは、保険給付費23億5,911万2,000円、国民健康保険事業費納付金7億8,973万2,000円です。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第17号令和4年度松前町後期高齢者医療特別会計予算は、総額を5億812万5,000円とするもので、前年度に比べ2,803万2,000円の増となっています。

歳入予算の主なものは、後期高齢者医療保険料3億7,270万3,000円、繰入金1億3,513万9,000円です。

歳出予算の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億7,498万4,000円、総務費3,259万円です。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第18号令和4年度松前町介護保険特別会計予算は、保険事業勘定を29億5,997万1,000円、介護サービス事業勘定を1,160万1,000円とするものです。

前年度に比べ、保険事業勘定は1億4,476万9,000円の増、介護サービス事業勘定は6万5,000円の減となっています。

審査の過程において、居宅介護サービス等給付費及び地域密着型介護サービス給付費の伸びが大きいですが、要因は何かとの質疑があり、対象者数の増加であるとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第19号令和4年度松前町水道事業会計予算は、収益的収入4億6,965万6,000円、収益的支出4億6,516万1,000円、資本的収入9億3,357万1,000円、資本的支出11億1,068万9,000円とするものです。

審査の過程において、令和4年度松前町水道事業予定貸借対照表と令和3年度を比較すると3項目の減価償却累計額が変わっていない。耐用年数を過ぎているため累計額が同じなのだと思うが、機械及び装置で大きな修繕の心配はないのか。新しい施設ができるまで、もたせることはできるのかとの質疑があり、現在、町の水道施設は、水源地が8か所、浄水場が2か所ある。既存の西古泉水源地は建設から50年以上経過しており、建物、機械、ポンプなどは耐用年数を過ぎているが、その都度交換し、安定供給に努めている。一番重要なポンプは、3年程度は持ちこたえられるとの答弁がありました。

今後、施設整備のため大きな借金をすることになるが、返済計画はどうなっているのかとの質疑があり、予算の中でも説明したように、浄水場施設に39億3,000万円、西古泉水源地の改修費などに多額の費用がかかってくる。水道の料金体系や経営の見通しの調査業

務を委託する中で返済計画をしっかりと立てていくとの答弁がありました。

以上のような審査を行い、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

次に、議案第20号令和4年度松前町下水道事業会計予算は、収益的収入5億5,182万8,000円、収益的支出4億3,307万5,000円、資本的収入1億1,409万4,000円、資本的支出3億4,370万2,000円とするものです。

審査において特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しましたので、御報告いたします。

以上で議案第15号から議案第20号までの報告を終わります。

○議長（加藤博徳） 委員長の報告を終わります。

議案第15号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第15号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議ありでありますので、議案第15号を委員長の報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤博徳） 起立多数です。したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

議案第16号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第16号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第17号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第17号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第18号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第18号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤博徳) 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第19号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第19号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員長の報告どおり可決されました。

議案第20号の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第20号を委員長の報告どおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員長の報告どおり可決されました。

~~~~~

**日程第21 議案第21号 松前町教育委員会委員の任命について（上程、提案理由説明、質疑、討論、採決）**

○議長（加藤博徳） 日程第21、議案第21号松前町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議案第21号について提案理由を申し上げます。

松前町教育委員会委員渡部敏夫氏の任期が、令和4年3月31日をもって満了となるため、同氏を委員として再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、同意を求めるものです。

参考として本人の経歴を添付しておりますので、御一覧ください。

御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

○議長（加藤博徳） 提案理由の説明を終わります。

議案第21号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第21号を同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は同意することに決定いたしました。

お諮りします。

各常任委員会が、委員会条例に規定する所管事項のため閉会中に調査研究を実施することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定をいたしました。

お諮りします。

議会運営委員会においては、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中に審査することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤博徳） 異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じます。

閉会に当たりまして、町長から御挨拶があります。

岡本靖町長。

○町長（岡本 靖） 議長の許可をいただきましたので、令和4年第1回定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今議会においては、令和4年度当初予算をはじめ、数多くの議案につきまして御審議をいただきました。議員各位には、終始熱心に御審議をいただき、誠にありがとうございました。今議会で賜りました御意見や御提言につきましては、今後の町政運営に十分配慮し



てまいります。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、県内の陽性者数は依然として高い状況が続いており、前回1月のピーク時に迫る勢いであります。

今回の感染拡大では10代以下の若年層での感染が増加しており、本町でも特に未就学児を含む子どもへの感染が増加しています。町内の保育園、幼稚園、小中学校においては感染防止対策を確実にいき、感染拡大防止に努めていますが、御家族の一人が家庭に感染を持ち込むことで家庭内に感染が拡大する事例が多くなっています。町民の皆様におかれましては、不織布マスクの着用や手洗いの徹底など、引き続き、ふだんの生活における感染回避行動の徹底をお願いいたします。

コロナ禍の中、昨年度に引き続き今年度も様々な行事、イベント等が中止になるなど様々な制限が続きましたが、来年度こそは、夏祭りやたわわ祭など、松前ならではの行事を町民の皆さんと一緒に明るい笑顔で楽しむことができるよう、今後は感染対策をいき、最大限の注意を払いながらできるだけ実施する方向で検討をいきまいりたいと考えております。

終わりに、議員各位におかれましては、今後も町政の推進に御協力を賜りますようお願いを申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤博徳） これにて令和4年松前町議会第1回定例会を閉会いたします。

午前11時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

松前町議会議長 加 藤 博 徳

松前町議会議員 曾 我 部 秀 司

松前町議会議員 影 岡 俊 範

